

情報公開制度及び

個人情報保護制度の運用状況

平成15年度(2003年度)

豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成16年度で16年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってききましたが、平成15年度は、行政文書開示制度では、308件（うち、15件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、72件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきていると思われまます。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成15年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成16年（2004年）7月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例(以下「旧条例」という。)を全部改正し、豊中市情報公開条例(以下「新条例」という。)と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| ・ 行政文書開示制度の運用状況 | |
| (1) 行政文書開示制度の運用の経過 | 1 |
| (2) 部局別開示請求件数 | 2 |
| (3) 不開示理由の内訳 | 3 |
| (4) 開示請求者の内訳 | 4 |
| (5) 開示の実施方法 | 4 |
| (6) 行政文書開示請求 | 5 |
| ・ 個人情報保護制度の運用状況 | |
| (1) 個人情報保護制度の運用の経過 | 29 |
| (2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求） | 29 |
| (3) 部局別開示等請求件数 | 30 |
| (4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求） | 30 |
| (5) 自己情報開示等請求 | 32 |
| ・ 不服申立ての処理状況 | |
| (1) 処理の経過 | 39 |
| (2) 審査会の答申 | 40 |
| ・ 情報提供の運用状況 | |
| (1) 情報提供の運用の経過 | 55 |
| (2) 利用内容と利用者の内訳 | 56 |
| (3) 保有資料の複写状況 | 56 |
| (4) 有料頒布資料の販売状況 | 57 |
| (5) 情報提供されている主な資料と利用状況 | 58 |
| (6) 配架されている主な資料 | 59 |
| ・ 会議公開制度の運用状況 | |
| (1) 審議会等の会議の公開状況 | 61 |
| ・ 運営委員会と審査会 | |
| (1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について | 65 |
| (2) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について | 65 |

. 資料

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 豊中市情報公開条例 | 67 |
| (2) 豊中市個人情報保護条例 | 73 |
| (3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例 | 80 |
| (4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例 | 82 |
| (5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領 | 84 |

. 行政文書開示制度の運用状況

行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

| 区 分 | 14年度まで | 15年度 | 合 計 | |
|---------|------------------|-------------|-------------|------------|
| 請 求 件 数 | 6,607件(50) | 308件(15) | 6,915件(65) | |
| 請 求 者 数 | 527人(13) | 83人(12) | 610人(25) | |
| 処 理 状 況 | 全 部 開 示 | 1,269件(5) | 55件(9) | 1,324件(14) |
| | 部 分 開 示 | 2,701件(35) | 219件(6) | 2,920件(41) |
| | 不 開 示 | 184件(0) | 4件(0) | 188件(0) |
| | 不 開 示 (文書不存在) | 81件(0) | 24件(0) | 105件(0) |
| | 存 否 応 答 拒 否 | 0件(0) | 0件(0) | 0件(0) |
| | 取 下 げ | 2,372件(10) | 6件(0) | 2,378件(10) |
| 開 示 率 | 95.6%(100%) | 98.6%(100%) | 95.8%(100%) | |
| 不服申立て件数 | 86件 | 1件 | 87件 | |

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

平成15年度の行政文書の開示請求は、延べ71人から293件の請求がありました。

その処理状況は、全部開示46件、部分開示213件、不開示4件、文書不存在による不開示24件、取下げが6件でした。

請求の主なものは、保育所に係る委託料・補助金等に関する文書112件、住民監査請求に関する文書40件、給水装置(止水栓)に関する文書16件でした。

行政文書開示制度に関する不服申立てについては、平成15年度は1件の不服申立てがございましたが、取り下げられました。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を12人から15件受けました。その処理状況は、全部開示9件、部分開示6件でした。

制度化以来の通算では、延べ610人から6,915件の行政文書について請求があり(行政文書の任意開示の申出を含む。)、その処理状況は、全部開示1,324件、部分開示2,920件、不開示188件、文書不存在による不開示105件、取下げ2,378件となっています。開示率()は、15年度98.6%、制度化以来では95.8%となっています。

開示率 = (全部開示件数 + 部分開示件数) ÷ (全部開示件数 + 部分開示件数 + 不開示件数)

ただし、不開示件数には、不開示(文書不存在)および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

| | 実施機関名 | 部局名 | 担当課 | 請求件数 | 小計 |
|----------|---------------|----------------|-------------|----------|-----|
| 1 | 市長 (9部局) | 総務部 | 財産管理課 | 2 (0) | 184 |
| | | 政策推進部 | 情報政策課 | 3 (0) | |
| | | 財務部 | 固定資産税課 | 1 (0) | |
| | | 市民生活部 | 市民課 | 1 (0) | |
| | | 健康福祉部 | 地域福祉課 | 2 (0) | |
| | | | 環境部 (2課) | 環境保全課 | |
| | | 建築都市部 (4課) | 廃棄物対策室減量推進課 | 3 (1) | |
| | | | 建築課 | 1 (0) | |
| | | | 建築指導室審査課 | 6 (2) | |
| | | | 建築指導室監察課 | 1 (0) | |
| | | 土木下水道部 (5課) | 開発調整室 | 2 (0) | |
| | | | 土木下水道部総務課 | 2 (0) | |
| | | | 道路管理課 | 4 (0) | |
| | | | 道路維持課 | 5 (0) | |
| 土木下水道建設課 | 2 (0) | | | | |
| こども未来部 | 下水道管理課 | 4 (2) | | | |
| | 保育課 | 128 (0) | | | |
| | 市立豊中病院 | 病院管理課 | 3 (0) | | |
| 2 | 教育委員会 (3室) | 教育総務室 | 企画総務課 | 1 (0) | 14 |
| | | 学校教育室 (4課) | 学校指導課 | 5 (0) | |
| | | | 教育センター | 1 (0) | |
| | | | 教職員課 | 1 (0) | |
| | | 小中学校 | 5 (0) | | |
| 生涯学習推進室 | スポーツ振興課 | 1 (0) | | | |
| 3 | 監査委員 | 監査委員事務局 | - | 53 (0) | 53 |
| 4 | 水道事業管理者 | 水道局 (5課) | 水道総務課 | 9 (0) | 56 |
| | | | 経営企画課 | 14 (0) | |
| | | | 水道維持課 | 23 (0) | |
| | | | 浄水課 | 4 (1) | |
| | | | 給水課 | 6 (0) | |
| 5 | 議会 | 市議会事務局 | 総務課 | 1 (1) | 1 |
| 5実施機関 | | 16部局 | 30課 | 308 (15) | 308 |

幼稚園、小・中学校は、学校教育室に含みます。

* ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

| 区 分 | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合 計 |
|---------------|--------------|------------|--------------|
| 請 求 件 数 | 6,607 (50) | 308 (15) | 6,915 (65) |
| 不開示又は部分開示件数 | 2,885 (35) | 223 (6) | 3,108 (41) |
| 個 人 情 報 | 1,703 (6) | 169 (3) | 1,872 (9) |
| 法 人 等 情 報 | 1,950 (17) | 142 (5) | 2,092 (22) |
| 審 議 検 討 等 情 報 | 68 (16) | 1 (0) | 69 (16) |
| 事 務 事 業 情 報 | 885 (19) | 6 (0) | 891 (19) |
| 任 意 提 供 情 報 | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) |
| 公 共 安 全 等 情 報 | 218 (1) | 1 (0) | 219 (1) |
| 法 令 秘 等 情 報 | 3 (0) | 1 (0) | 4 (0) |
| 国等協力関係情報等 | 47 (0) | 0 (0) | 47 (0) |

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

平成15年度は308件(取下げ等6件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(4件)又は部分開示(219件)の決定が行われたものが、223件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの169件(75.8%)、法人等情報(第2号)142件(63.7%)、事務事業情報(第4号)6件(2.7%)、公共安全等情報(第6号)1件(0.4%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印の部分、事務事業情報にあつては契約に係る歩係り等の部分でした。

制度化以来の通算では6,915件(取下げ等2,378件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(293件)又は部分開示(2,920件)の決定が行われたものは3,213件ありました。このうち、個人情報に該当するもの1,872件(58.3%)、法人等情報2,092件(65.1%)、審議検討等情報69件(2.1%)、事務事業情報891件(27.7%)、公共安全等情報219件(6.8%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.5%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

| 区 分 | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合 計 |
|------------|----------|--------|-------|
| 市内に住所を有する者 | 5,978 | 270 | 6,248 |
| 事務所等を有するもの | 251 | 8 | 259 |
| 在 勤 者 | 317 | 15 | 332 |
| 在 学 者 | 0 | 0 | 0 |
| 納 税 義 務 者 | 0 | 0 | 0 |
| 利 害 関 係 者 | 11 | 0 | 11 |
| 任 意 申 出 者 | 50 | 15 | 65 |
| 合 計 | 6,607 | 308 | 6,915 |

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

平成15年度の開示請求者の内訳は、308件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求270件(87.6%)、事務所等を有するもの(団体)からの請求が8件(2.6%)、在勤者からの請求が15件(4.9%)でした。また、昨年度に引き続き、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が15件(4.9%)ありました。

制度化以来の通算では6,915件の請求のうち、6,248件(90.4%)が市内に住所を有する者、259件(3.7%)が事務所等を有するもの、332件(4.8%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、11件(0.2%)が利害関係者、65件(0.9%)が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

| 区 分 | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合 計 |
|-------------|--------------|------------|--------------|
| 閲 覧 の み | 1,152 (0) | 6 (0) | 1,158 (0) |
| 閲覧と写し等の交付 | 2,785 (40) | 226 (12) | 3,011 (52) |
| 写し等の交付のみ | 12 (0) | 42 (3) | 54 (3) |
| 聴 取 又 は 視 聴 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 合 計 | 3,949 (40) | 274 (15) | 4,223 (55) |

* ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成15年度は、閲覧のみが6件(2.2%)、閲覧と写し等の交付が226件(82.5%)、写し等の交付のみが42件(15.3%)でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,158件(27.4%)、閲覧と写し等の交付が3,011件(71.3%)、写し等の交付のみが54件(1.3%)となっています。

請求者が来庁しなかったため開示できなかったものが、平成6年度と平成11年度を合わせて21件あります。

(6)行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|-------|-------------------------|-----------|----------------|----------|-----------|------------|-------|------|
| 1 | 15年04月15日 | 借書の締結について(平成13年度下水道使用料徴収事務委託料) | 市民 | 土木下水道部 土木下水道課 総務 | 15年04月16日 | 全部開示 | - | 15年04月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 2 | 15年04月15日 | 支出負担行為兼支出命令書(平成13年度下水道使用料徴収事務委託料) | 市民 | 土木下水道部 土木下水道課 総務 | 15年04月16日 | 全部開示 | - | 15年04月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 3 | 15年05月02日 | 平成11年度～13年度使用の逆止水栓の弁体(筒形)の不良品の取替数(平成14年9月9日以前分) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年05月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | 資料提供 |
| 4 | 15年05月02日 | 平成11年度～13年度使用の逆止水栓の弁体(筒形)の不良品の取替数(平成14年9月9日以降分) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年05月15日 | 全部開示 | - | 15年05月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 5 | 15年05月02日 | 平成14年9月9日に製造者より交換部品の提供に対する一切の文書(逆止水栓の弁体部分) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年05月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 6 | 15年05月06日 | 豊中市水道局指定の給水用具の数(逆止水栓(止水部・逆止部にテフロン製使用)) | 市民 | 水道局 水道課 | 15年05月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | 資料提供 |
| 7 | 15年05月06日 | 密着コアー(〇〇〇製)の使用数 | 市民 | 水道局 水道課 | 15年05月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | 資料提供 |
| 8 | 15年05月06日 | 密着コアー(〇〇〇製)の使用により給水装置部の故障の件数(断水等) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年05月15日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | 資料提供 |
| 9 | 15年05月14日 | 平成15年度嘱託職員の採用発令について(他4名) | 在勤者 | 教育委員会 教育総務室 企画総務課 | 15年05月27日 | 部分開示 | 第1号 | 15年06月06日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 10 | 15年05月22日 | 監査委員事務局と水道局との話し合いについての文書(平成15年5月16日分) | 市民 | 監査委員 事務局 | 15年06月04日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|-------|------------------------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 11 | 15年05月23日 | 豊中市多量排出事業所リスト(平成12年度～14年度) | 任意申出者 | 環境部 廃棄物対策室 減量推進課 | 15年06月05日 | 全部開示 | - | 15年06月11日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 12 | 15年05月26日 | 開発行為許可申請書(許可番号〇〇〇号) | 在勤者 | 建築都市部 建築指導室 審査課 | 15年06月09日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年06月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 13 | 15年05月29日 | 平成15年5月26日付 宛への送り返した事の決裁文書 よりの請求書を宛 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年06月06日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 14 | 15年05月29日 | 請求書不受理の件数と理由(平成14年度) | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年06月06日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 15 | 15年05月29日 | 平成15年5月29日情報公開課午前10時45分頃の水道 局とのやりとり(電話)一切 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年06月06日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 16 | 15年06月03日 | 平成14年度道路占用許可申請書受付簿(平成14年6 月4日～平成15年3月31日) | 市民 | 土木下水道部 道路管理課 | 15年06月17日 | 部分開示 | 第1号 | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 17 | 15年06月03日 | 平成15年度道路占用許可申請書受付簿(平成15年4 月1日～平成15年6月3日) | 市民 | 土木下水道部 道路管理課 | 15年06月17日 | 部分開示 | 第1号 | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 18 | 15年06月04日 | 平成11年度～平成13年度水道局指定逆水止水栓の 弁体の調査結果 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月04日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 19 | 15年06月04日 | 計画通知書(H14通建豊中〇〇〇) | 任意申出者 | 建築都市部 建築指導室 審査課 | 15年06月17日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年06月24日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 20 | 15年06月04日 | 鉛管水質試験について、鉛管水質調査結果表(平成1 4年度)、鉛管水質調査結果表(平成15年度) | 市民 | 水道局 水道課 | 15年06月18日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 21 | 15年06月05日 | 「水道局総務課長から 宛ての書状(文書)」 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年06月18日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|-------------|----------------------|-----------|----------------|----------|-----------|------------|-------|------------|
| 22 | 15年06月05日 | 昭和50年代サドル分水栓において製造物責任をとらせた決裁文書一切 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月18日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 23 | 15年06月05日 | 最寄市内一円のマルチ止水栓(平成11年～13年迄)の調査することにした決裁文書一切 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月18日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 24 | 15年06月05日 | 水道局にて最近逆止水栓の修理状況の聞き取り調査を行ったことについての決裁文書一切 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月18日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 25 | 15年06月05日 | 平成15年3月分及び平成15年5月分のメータ取替業務月報 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年06月18日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 26 | 15年06月05日 | 4月分水量水器取替作業及び付帯作業委託料(平成15年度～平成15年度分)の支出命令書 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年06月18日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 27 | 15年06月06日 | 工事施行者に関する調書の3,5,6を強制的に書かなければいけない事を決めた理由、経緯、起案書類一切 | 事業者 (団体) | 建築都市部 建築指導室 審査 | 15年06月30日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | 10日間 延長 |
| 28 | 15年06月06日 | 工事施行者に関する調書の3,5,6を書かなければいけない法的根拠がわかる書類一切(平成13年5月2日付国土交通省総民第9号開発許可制度運用指針の策定及び関連する通達の廃止について) | 事業者 (団体) | 建築都市部 建築指導室 審査 | 15年06月30日 | 全部開示 | - | 15年07月04日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 10日間 延長 |
| 29 | 15年06月10日 | 給水装置工事申込書(新千里東町〇〇〇) | 市民 | 水道局 水道給 | 15年06月17日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 30 | 15年06月13日 | 修繕工事費徴収事務要綱の資料一切 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月26日 | 全部開示 | - | 15年07月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 31 | 15年06月17日 | 平成11年度～平成13年度水道局指定逆止水栓の調査結果 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月23日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 32 | 15年06月18日 | 修繕工事費徴収事務要綱作成に関する決裁文書(平成7年から現在まで) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年06月26日 | 全部開示 | - | 15年07月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|-------|-----------------------|-----------|----------------|----------|-----------|------------|-------|----|
| 33 | 15年06月23日 | 平成15年度豊中市における外国人英語指導業務委託契約の締結について | 在勤者 | 教育委員 学校教育 学校指導課 | 15年07月07日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月10日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 34 | 15年06月23日 | 平成15年度小学校英語体験活動のための外国人英語指導業務委託契約の締結について | 在勤者 | 教育委員 学校教育 学校指導課 | 15年07月07日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月10日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 35 | 15年06月24日 | 豊中市水道局長と財団法人豊中市水道サービス公社理事長との兼職に関する決済文書 | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年07月08日 | 全部開示 | - | 15年07月15日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 36 | 15年06月27日 | 水道局にて最近逆止水栓の修理状況の聞き取り調査に関する文書等資料一切 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年07月11日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 37 | 15年06月27日 | 平成11年度～平成13年度水道局指定逆止水栓の調査結果(途中結果含む) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年07月11日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月15日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 38 | 15年06月30日 | (平成13年度)関係課提出書類 | 市民 | 監査委員 監事 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 39 | 15年06月30日 | (平成13年度)住民監査請求に係る監査結果の通知について(同) | 市民 | 監査委員 監事 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 40 | 15年06月30日 | (平成13年度)関係人調査実施記録(住民監査請求平成13年12月14日收受分) | 市民 | 監査委員 監事 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 41 | 15年06月30日 | (平成13年度)陳述実施記録(住民監査請求平成13年12月14日收受分) | 市民 | 監査委員 監事 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 42 | 15年06月30日 | (平成13年度)住民監査請求書の受理並びに証拠提出及び陳述の通知について(同) | 市民 | 監査委員 監事 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 43 | 15年06月30日 | (平成13年度)関係課提出書類 | 市民 | 監査委員 監事 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|-------|-----------------|-----------|------|----------|-----------|------------|-------|----|
| 44 | 15年06月30日 | (平成13年度)住民監査請求に係る監査結果の通知について(同) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 45 | 15年06月30日 | (平成13年度)関係人調査実施記録(住民監査請求平成13年11月27日收受分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 46 | 15年06月30日 | (平成13年度)陳述実施記録(住民監査請求平成13年11月27日收受分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 47 | 15年06月30日 | (平成13年度)住民監査請求書の受理並びに証拠提出及び陳述の通知について(同) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 48 | 15年06月30日 | (平成12年度)住民監査請求書の却下について(同) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 49 | 15年06月30日 | (平成15年度)住民監査請求に係る財務関係資料(平成15年5月1日請求・水道局分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第2号、第4号イ | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 50 | 15年06月30日 | (平成15年度)住民監査請求に係る監査結果の通知について(同) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 51 | 15年06月30日 | (平成15年度)平成15年5月1日付住民監査請求事案6月17日提出文書 | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 52 | 15年06月30日 | (平成15年度)平成15年5月1日付住民監査請求事案陳述時に請求人から提出された文書 | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 53 | 15年06月30日 | (平成15年度)住民監査請求書の受理並びに証拠提出及び陳述の通知について | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年07月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 54 | 15年07月01日 | 平成14年度豊中市議会政務調査費の収支報告書について | 任意申出者 | 市議総務課 | 15年07月04日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月09日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|-------|-------------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 55 | 15年07月02日 | 住民票コード通知票、八ガキ契約決議書 | 市民 | 市民生活部課 | 15年07月16日 | 部分開示 | 第1号、第2号、第4号イ | 15年07月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 56 | 15年07月02日 | 住民基本台帳ネットワークシステム開発業務委託契約締結について | 市民 | 政策推進部情報政策課 | 15年07月16日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年07月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 57 | 15年07月02日 | データ通信サービス契約変更申し込みについて | 市民 | 政策推進部情報政策課 | 15年07月16日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 58 | 15年07月02日 | データ通信サービス契約変更申し込みについて | 市民 | 政策推進部情報政策課 | 15年07月16日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 59 | 15年07月03日 | 平成15年6月16日監査の聴取時における意見陳述の資料一切(維持課長分) | 市民 | 水道局水道維持課 | 15年07月16日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 60 | 15年07月03日 | 平成15年6月16日監査の聴取時における意見陳述の資料一切(水道技術管理者) | 市民 | 水道局水道課 | 15年07月16日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 61 | 15年07月08日 | 逆止弁付ボール止水栓の弁体パッキンの変更について | 市民 | 水道局水道課 | 15年07月09日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月15日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 62 | 15年07月08日 | 市立豊中病院手術室管理・清潔区域環境整備業務の契約書及び仕様書(平成14年11月から平成15年3月まで) | 市民 | 市立豊中病院事務管理課 | 15年07月16日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月23日 | 写し等の交付 | - | |
| 63 | 15年07月08日 | 平成13年度本庁(北別館・互恵ビルを含む)清掃・環境衛生業務の契約書及び仕様書について | 市民 | 総務部総務管理課 | 15年07月16日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月23日 | 写し等の交付 | - | |
| 64 | 15年07月09日 | 角切土地課税の有無(所在地番 豊中市中桜塚) | 市民 | 財務部固定資産課 | 15年07月18日 | 不開示 | 第7号 | - | - | - | |
| 65 | 15年07月09日 | 道路工事等協議書(道路工事に伴う年間協議書について(平成15年度)) | 市民 | 土木下水道部道路維持課 | 15年07月23日 | 全部開示 | - | 15年07月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|-------|--------------------------|-----------|----------------|------------------|-----------|------------|-----------|-------------|
| 66 | 15年07月09日 | 道路舗装緊急工事指示書 | 市民 | 土木下水道部 道路維持課 | 15年07月23日 | 部分開示 | 第1号 | 15年07月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 67 | 15年07月10日 | 平成14年度情報教育アドバイザー配置事業について (契約書、仕様書含む。) | 在勤者 | 教育委員会 学校教育部 学校指導課 | 15年07月23日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月28日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 68 | 15年07月10日 | 平成15年度情報教育アドバイザー配置事業について (契約書、仕様書含む。) | 在勤者 | 教育委員会 学校教育部 教育センター | 15年07月23日 | 部分開示 | 第2号 | 15年07月28日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 69 | 15年07月15日 | 平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間で逆 水止水栓の取付した資料 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年07月25日 | 全部開示 | - | 15年07月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 70 | 15年07月17日 | 豊中市推奨ごみ袋平成14年度分入札結果 | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 減量推進課 | 15年07月30日 | 部分開示 | 第4号イ | 15年08月05日 | 閲覧 | - | |
| 71 | 15年07月17日 | 豊中市指定ごみ袋見本発注入札結果 | 市民 | 環境部 廃棄物対策室 減量推進課 | 15年07月30日 | 部分開示 | 第4号イ | 15年08月05日 | 閲覧 | - | |
| 72 | 15年07月17日 | 13m/m、20m/m量水器(メーター)の購入に関する契約 書類について | 市民 | 水道局 水道総務課 | 15年07月30日 | 部分開示 | 第1号、第2号、 第4号イ | 15年08月05日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 73 | 15年07月17日 | 豊中市個人情報保護条例施行規則第10条第1項によ る水道局各課に対する個人情報目的的外利用申請書 | 市民 | 水道局 経営企画課 | 15年07月30日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | 15年09月26日 | 不服申立 取下げ |
| 74 | 15年07月22日 | 豊中市上水道の滞留水、流水の水質 | 任意申出者 | 水道局 水道水課 | 15年07月30日 | 全部開示 | - | 15年08月05日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 郵便請求 |
| 75 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求書(平成5年10月25日請求分) | 市民 | 監査委員 局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交 付 | - | |
| 76 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求の監査結果(平成5年10月25日 請求分) | 市民 | 監査委員 局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交 付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|-------------------------------|-------|-----------------|-----------|------|----------|-----------|--------|-------|----|
| 77 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求書(平成7年9月20日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 78 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求の監査結果(平成7年9月20日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 79 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成7年9月12日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 80 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成7年9月12日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 81 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成8年3月4日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 82 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成8年3月4日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 83 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成9年7月30日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 84 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成9年7月30日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 85 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求書(平成10年2月10日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 86 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求の監査結果(平成10年2月10日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 87 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求書(平成11年1月29日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|-------------------------------|-------|-----------------|-----------|------|----------|-----------|--------|-------|----|
| 88 | 15年07月22日 | 豊中市職員措置請求の監査結果(平成11年1月29日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 89 | 15年07月22日 | 住民監査請求書A(平成11年4月6日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 90 | 15年07月22日 | 住民監査請求書B(平成11年4月6日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 91 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果A(平成11年4月6日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 92 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果B(平成11年4月6日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 93 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成11年5月21日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 94 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成11年5月21日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 95 | 15年07月22日 | 住民監査請求書A(平成11年10月14日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 96 | 15年07月22日 | 住民監査請求書B(平成11年10月14日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 97 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果A(平成11年10月14日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 98 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果B(平成11年10月14日請求分) | 市民 | 監事 調査委員 局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|------------------------------|-------|---------------|-----------|------|----------|-----------|--------|-------|----|
| 99 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成11年10月21日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 100 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成11年10月21日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 101 | 15年07月22日 | 職員行為措置請求書(平成12年2月21日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 102 | 15年07月22日 | 職員行為措置請求の監査結果(平成12年2月21日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 103 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成12年2月28日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 104 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成12年2月28日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 105 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成12年9月13日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 106 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成12年9月13日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 107 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成13年11月27日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 108 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成13年11月27日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 109 | 15年07月22日 | 住民監査請求書(平成13年12月14日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 監事 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|---|-------|------------------------|-----------|----------------|----------|-----------|------------|-------|------|
| 110 | 15年07月22日 | 住民監査請求の監査結果(平成13年12月14日請求分) | 市民 | 監査委員事務局 | 15年08月05日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月08日 | 写し等の交付 | - | |
| 111 | 15年07月24日 | 特定建設作業実施届出書の届出書が豊中市水道局名の上記届出書(平成14年7月25日～平成15年7月24日) | 市民 | 環境部 環境保全課 | 15年08月05日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 112 | 15年07月24日 | 平成11年4月1日～平成14年3月31日の承認した給水用具(逆ボ止水栓)の自己承認及びその他検査の資料一切 | 市民 | 水道部 水道課 | 15年08月07日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年08月08日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 113 | 15年07月24日 | 平成14年7月25日～平成15年7月24日特定建設作業に基づく作業を行った資料一切 | 市民 | 水道部 水道維持課 | 15年08月07日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月12日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 114 | 15年07月24日 | 本市小学校における学校給食費関係書類の開示請求に関する個人情報の不適切な取扱いについて | 在勤者 | 教育委員会 学校教育室 教職員課 | 15年08月04日 | 全部開示 | - | 15年08月08日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 115 | 15年07月25日 | 昭和57年から平成4年まで使用の逆ボ止水栓の調査資料一切 | 市民 | 水道部 水道維持課 | 15年08月07日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 116 | 15年07月30日 | 通報処理票(受付年月日平成15年7月9日第〇〇〇号) | 市民 | 建築都市部 建築指導室 監査課 | 15年08月06日 | 不開示 | 第1号 | - | - | - | |
| 117 | 15年08月04日 | 道路維持課受付票(平成15年) | 市民 | 土木下水道部 道路維持課 | 15年08月14日 | 部分開示 | 第1号 | 15年08月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 118 | 15年08月05日 | 豊中南警察署長との道路工事等協議書(道路工事に伴う年間協議書について(平成15年度)) | 市民 | 土木下水道部 道路維持課 | 15年08月14日 | 全部開示 | - | 15年08月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 119 | 15年08月06日 | 有害物質使用特定事業場名簿 | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 15年08月13日 | 全部開示 | - | 15年08月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 郵便請求 |
| 120 | 15年08月19日 | 道路占用許可書(豊中市指令土管第〇〇〇号) | 市民 | 土木下水道部 道路管理課 | 15年08月29日 | 部分開示 | 第1号 | 15年09月02日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|---------------------------|-------|---------------|-----------|------|--------------|-----------|----------------|-------|----|
| 121 | 15年09月04日 | 簡易保育所に関わる委託契約の締結について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 122 | 15年09月04日 | 家庭保育所に関わる委託契約の締結について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 123 | 15年09月04日 | 平成11年度3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 124～ 126 | 15年09月04日 | 平成12年4月～6月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 127 | 15年09月04日 | 平成12年夏期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 128～ 133 | 15年09月04日 | 平成12年7月～12月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 134 | 15年09月04日 | 平成12年冬期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 135～ 137 | 15年09月04日 | 平成13年1月～3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 138 | 15年09月04日 | 平成12年度3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 139～ 140 | 15年09月04日 | 平成13年4月分保育等委託料の交付について(2件) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 141～ 142 | 15年09月04日 | 平成13年5月・6月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|--------------------------------------|-------|---------------|-----------|------|----------|-----------|------------|-------|----|
| 143 | 15年09月04日 | 平成13年夏期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 144～ 149 | 15年09月04日 | 平成13年7月～12月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 150 | 15年09月04日 | 平成13年冬期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 151～ 153 | 15年09月04日 | 平成14年1月～3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 154 | 15年09月04日 | 平成13年度簡易保育所にかかる保育等委託料の調整分の支給及び戻入について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 155～ 157 | 15年09月04日 | 平成14年4月～6月分保育等委託料の交付について(簡易保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 158 | 15年09月04日 | 平成14年夏期特別加算委託料の支払いについて(簡易保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 159～ 164 | 15年09月04日 | 平成14年7月～12月分保育等委託料の支払いについて(簡易保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 165 | 15年09月04日 | 平成14年冬期特別加算委託料の支払いについて(簡易保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 166～ 168 | 15年09月04日 | 平成15年1月～3月分保育等委託料の支払いについて(簡易保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 169 | 15年09月04日 | 平成14年度簡易保育所にかかる保育等委託料の収支決算による戻入について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|--------------------------------------|-------|---------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 170 | 15年09月04日 | 平成14年度簡易保育所にかかる保育等委託料の調整分の支給及び戻入について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 171 | 15年09月04日 | 平成11年度3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 172～ 174 | 15年09月04日 | 平成12年4月～6月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 175 | 15年09月04日 | 平成12年夏期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 176～ 181 | 15年09月04日 | 平成12年7月～12月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 182 | 15年09月04日 | 平成12年冬期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 183～ 185 | 15年09月04日 | 平成13年1月～3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 186 | 15年09月04日 | 平成12年度3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 187～ 189 | 15年09月04日 | 平成13年4月～6月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 190 | 15年09月04日 | 平成13年夏期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 191～ 196 | 15年09月04日 | 平成13年7月～12月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|--------------------------------------|-------|---------------|-----------|------|----------|-----------|------------|-------|----|
| 197 | 15年09月04日 | 平成13年冬期特別加算委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 198~ 200 | 15年09月04日 | 平成14年1月~3月分保育等委託料の交付について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 201 | 15年09月04日 | 平成13年度家庭保育所にかかる保育等委託料の調整分の支給及び戻入について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 202 | 15年09月04日 | 平成14年4月分保育等委託料の交付について(家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 203~ 204 | 15年09月04日 | 平成14年5月・6月分保育等委託料の支払いについて(家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 205 | 15年09月04日 | 平成14年夏期特別加算委託料の支払いについて(家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 206~ 211 | 15年09月04日 | 平成14年7月~12月分保育等委託料の支払いについて(家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 212 | 15年09月04日 | 平成14年冬期特別加算委託料の支払いについて(家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 213 | 15年09月04日 | 平成14年12月分保育等委託料追加分の支払いについて | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 214 | 15年09月04日 | 平成15年1月分保育等委託料の支払いについて(家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 215 | 15年09月04日 | 平成15年1月分保育等委託料の追加分の支払いについて | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|--|-------|---------------|-----------|------|--------------|-----------|----------------|-------|----|
| 216~ 217 | 15年09月04日 | 平成15年度2、3月分保育等委託料の支払いについて (家庭保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 218 | 15年09月04日 | 平成14年度家庭保育所にかかる保育等委託料の収支 決算による戻入について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 219 | 15年09月04日 | 平成14年度家庭保育所にかかる保育等委託料の調整 分の支給及び戻入について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 220 | 15年09月04日 | 平成13年度民間保育所運営費補助金交付決定(概算 額)について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 221 | 15年09月04日 | 平成13年度民間保育所運営費補助金交付確定につい て | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 222 | 15年09月04日 | 平成13年度民間保育所運営費補助金戻入請求につい て | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 全部開示 | - | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 223 | 15年09月04日 | 平成14年度民間保育所運営費補助金交付決定(概算 額)について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 224 | 15年09月04日 | 平成14年度民間保育所運営費補助金交付確定につい て | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 225 | 15年09月04日 | 平成14年度民間保育所運営費補助金の精算について | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 全部開示 | - | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 226 | 15年09月05日 | 豊中市少子化対策臨時特例補助金交付決定について (保育園) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 227 | 15年09月05日 | 豊中市少子化対策臨時特例補助金交付について(保育園) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|--|-------------|------------------------|-----------|------|----------|-----------|------------|-------|----|
| 228 | 15年09月05日 | 豊中市少子化対策臨時特例補助金交付額確定通知について(保育園) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 229 | 15年09月05日 | 豊中市少子化対策臨時特例交付金 平成13年度実施事業に係る事業実施報告について(保育園) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 230 | 15年09月05日 | 有害物質使用特定事業場名簿 | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 15年09月11日 | 全部開示 | - | 15年09月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 231 | 15年09月08日 | 豊中市少子化対策臨時特例補助金交付額確定通知について(保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 232 | 15年09月08日 | 豊中市少子化対策臨時特例補助金交付について(保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 233 | 15年09月08日 | 豊中市少子化対策臨時特例補助金交付決定について(保育所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年09月18日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 234 | 15年09月08日 | 平成15年度 歯科技工業務委託について | 事業者 (団体) | 市立豊中病院 事務局 病院管理課 | 15年09月16日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 235 | 15年09月19日 | 歯科技工業務委託について(ブリッジ・前装矯正) | 事業者 (団体) | 市立豊中病院 事務局 病院管理課 | 15年09月22日 | 部分開示 | 第2号 | 15年09月25日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 236 | 15年09月22日 | 中高層建築物事前説明届出書(〇-〇) | 市民 | 建築都市部 開発調整室 | 15年10月03日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年10月09日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 237~ 243 | 15年10月01日 | 設置認可書(〇〇〇保育所) (計7ヶ所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年10月15日 | 全部開示 | - | 15年10月15日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 244~ 246 | 15年10月01日 | 設置認可書(〇〇〇保育所) (計3ヶ所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年10月15日 | 部分開示 | 第2号 | 15年10月15日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-------------|-----------|---|-------------|------------------|-----------|----------------|--------------|-----------|----------------|-------|------|
| 247~ 249 | 15年10月01日 | 平成14年度月報(〇〇〇保育所) (計3ヶ所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年10月15日 | 全部開示 | - | 15年10月15日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 250~ 252 | 15年10月01日 | 平成14年度収支決算報告書(〇〇〇保育所) (計3ヶ所) | 市民 | こども未来部 保育課 | 15年10月15日 | 部分開示 | 第2号 | 15年10月15日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 253 | 15年10月03日 | 水道局の在庫の給水用具(逆止止水栓)を一般には販 売できないことがわかる文書一切(昭和50年~現在) | 市民 | 水道局 水道維持課 | 15年10月09日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 254 | 15年10月16日 | 有害物質使用特定事業場名簿 | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 15年10月16日 | 全部開示 | - | 15年10月16日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | 即時開示 |
| 255 | 15年10月16日 | 水質汚濁防止法等の特定・届出事業場名簿(平成14 年度) | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 15年10月24日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交 付 | - | 郵送 |
| 256 | 15年10月16日 | 特定事業場一覧 | 任意申出者 | 土木下水道部 下水道管理課 | 15年10月24日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交 付 | - | 郵送 |
| 257 | 15年10月21日 | 水道局の貯蔵品を市民、指定工事店、他に売却した資 料一切(過去10年間)豊中市水道局の修繕含む。 | 市民 | 水道局 経営企画課 | 15年10月27日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |
| 258 | 15年10月23日 | 水質汚濁防止法等の特定・届出事業場名簿(平成14 年度) | 事業者 (団体) | 環境部 環境保全課 | 15年11月04日 | 全部開示 | - | 15年11月12日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 259 | 15年10月23日 | 有害物質使用特定事業場名簿 | 事業者 (団体) | 環境部 環境保全課 | 15年11月04日 | 全部開示 | - | 15年11月12日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 260 | 15年10月23日 | 特定事業場一覧 | 事業者 (団体) | 土木下水道部 下水道管理課 | 15年11月04日 | 全部開示 | - | 15年11月12日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 261~ 266 | 15年10月23日 | 豊中市水道情報システム事業に関する資料一切(平成 9年度~14年度分) | 市民 | 水道局 経営企画課 | - | 取下げ | - | - | - | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|---|---------|------------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 267 | 15年10月23日 | 修繕工事費徴収事務要綱の改正に伴う起案文書(要綱成立当初から現在まで) | 市民 | 水道維持課 | 15年10月27日 | 全部開示 | - | 15年10月29日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 268 | 15年10月28日 | 修繕指令及び明細書 | 市民 | 水道維持課 | 15年11月12日 | 部分開示 | 第1号 | 15年11月14日 | 閲覧 | - | |
| 269 | 15年10月29日 | 貯藏品受払簿 | 市民 | 水道経営企画課 | 15年11月12日 | 全部開示 | - | 15年11月14日 | 閲覧 | - | |
| 270 | 15年10月29日 | 下水道台帳 | 事業者(団体) | 土木下水道部 下水道管理課 | 15年11月10日 | 全部開示 | - | 15年11月20日 | 写し等の交付 | - | |
| 271 | 15年11月07日 | 平成15年10月1日から水道維持課で市内(市民他)で修繕した明細がわかる資料一切(請求金額等) | 市民 | 水道維持課 | 15年11月13日 | 全部開示 | - | 15年11月14日 | 閲覧 | - | |
| 272 | 15年11月07日 | 平成15年11月6日午後5時頃水道局4F総務課で総務課の係員が持っていた単価表 | 市民 | 水道総務課 | 15年11月13日 | 部分開示 | 第4号イ | 15年11月14日 | 閲覧 | - | |
| 273 | 15年11月10日 | 私道整備工事助成 | 市民 | 土木下水道部 道路管理課 | 15年11月25日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 15年12月03日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 274 | 15年11月10日 | 公害防止計画書第〇〇〇号の日影図(変更後) | 市民 | 環境部 環境保全課 | 15年11月12日 | 部分開示 | 第1号 | 15年11月14日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 275 | 15年11月18日 | 給水装置工事申込書(平成15年2月以降同年9月までの不排水式・字管以外の材料設計明細) | 市民 | 水道給水課 | 15年11月28日 | 全部開示 | - | 15年12月02日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 276 | 15年11月18日 | 給水装置工事申込書(平成15年10月以降同年11月18日までの材料設計明細) | 市民 | 水道給水課 | 15年11月28日 | 全部開示 | - | 15年12月02日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 277 | 15年11月27日 | 墓地管理者選任届及び添付書類 | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 15年12月09日 | 部分開示 | 第1号 | 15年12月10日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|---|-------|----------------------|-----------|----------------|----------|-----------|------------|-------|------|
| 278 | 15年11月28日 | 有害物質使用特定事業場名簿 | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 15年12月10日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交付 | - | 郵便請求 |
| 279 | 15年12月19日 | 道路敷境界確定承諾書 | 市民 | 総務部 財産管理課 | 15年12月26日 | 部分開示 | 第1号 | 16年01月08日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 280 | 16年01月13日 | 豊中市若竹町○○○番地の開発行為に係る中高層建築物事前説明に関する「自治会事前説明報告書」及び「近隣住民対応状況報告書(説明会)」・「近隣住民対応状況報告書(個別)」 | 市民 | 建築都市部 開発調整室 | 16年01月22日 | 不開示 | 第5号 | - | - | - | |
| 281 | 16年01月13日 | ○○○土壌調査結果資料 | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 16年01月26日 | 部分開示 | 第1号、第2号 | 16年01月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 282 | 16年01月21日 | 建築確認の検査済証発行の件(豊中市桜の町○○○の建物 確認番号○○○) | 任意申出者 | 建築都市部 建築指導室 審査 | 16年01月26日 | 部分開示 | 第1号 | 16年02月03日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 283 | 16年01月26日 | 平成14年度(2002年度)豊中市立庄内南小学校の学校日誌(校長の出張にかかる記録) | 在勤者 | 教育委員会 庄内南小学校 | 16年02月09日 | 部分開示 | 第1号 | 16年02月12日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 284 | 16年01月26日 | 平成14年度(2002年度)豊中市立野畑小学校の学校日誌(校長の出張にかかる記録) | 在勤者 | 教育委員会 野畑小学校 | 16年02月09日 | 部分開示 | 第1号 | 16年02月12日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 285 | 16年01月26日 | 平成14年度(2002年度)豊中市立緑地小学校の学校日誌(校長の出張にかかる記録) | 在勤者 | 教育委員会 緑地小学校 | 16年02月09日 | 部分開示 | 第1号 | 16年02月12日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 286 | 16年01月27日 | 平成15年度第2回豊中市民生委員推薦会の開催について(会議録) | 市民 | 健康福祉部 地域福祉課 | 16年02月09日 | 不開示 | 第1号、第3号 | - | - | - | |
| 287 | 16年01月30日 | 平成13年から現在まで、特定建設業にあたる修繕工事、給水装置工事 | 市民 | 水道局 水道維持課 | 16年02月10日 | 全部開示 | - | 16年02月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 288 | 16年01月30日 | 平成13年度から平成15年度現在までの道路維持作業係による特定建設作業 | 市民 | 土木水道部 道路維持課 | 16年02月13日 | 不開示 (文書不存在) | - | - | - | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|---|-------|-------------------------|-----------|------|--------------|-----------|----------------|-------|------------|
| 289 | 16年02月05日 | 開発許可判定願(受付番号〇〇〇) | 市民 | 建築都市部 建築指導室 審査課 | 16年02月18日 | 部分開示 | 第2号 | 16年02月23日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 290 | 16年02月17日 | 水道情報システム構築にあたり調査した他の自治体等 記録資料 | 市民 | 水道局 経営企画課 | 16年03月19日 | 部分開示 | 第2号、第4号 | 16年03月24日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | 45日間 延長 |
| 291 | 16年02月20日 | 平成15年度豊中市立千里体育館総合管理業務委託 契約書 | 在勤者 | 教育委員会 生涯学習室 推進課 | 16年02月27日 | 部分開示 | 第2号、第6号 | 16年03月05日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 292 | 16年02月26日 | 水道情報システム・アクセスログ(維持課)(平成16年2 月1日から現在まで) | 市民 | 水道局 経営企画課 | 16年03月10日 | 部分開示 | 第1号 | 16年03月11日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 293 | 16年03月02日 | 平成16年2月20日〇〇〇宛「コンクリートミキサー車の 過積載について」 | 市民 | 土木下水道部 土木下水道課 建設課 | 16年03月02日 | 全部開示 | - | 16年03月02日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 294 | 16年03月02日 | 平成16年2月23日〇〇〇から「コンクリートミキサー車 の過積載等に関する願未書」、「ミキサー車の過積載等 に対する警告」 | 市民 | 土木下水道部 土木下水道課 建設課 | 16年03月02日 | 部分開示 | 第2号 | 16年03月02日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 295 | 16年03月05日 | 平成9年度豊中市水道情報システム基本計画調査報告 書 | 市民 | 水道局 経営企画課 | 16年03月19日 | 全部開示 | - | 16年03月24日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 296 | 16年03月05日 | 平成15年10月24日運営委員会の意見書についての推 進会議の議事録 | 市民 | 水道局 経営企画課 | 16年03月19日 | 部分開示 | 第1号 | 16年03月24日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 297 | 16年03月05日 | 水道局決算資料 | 市民 | 水道局 経営企画課 | 16年03月19日 | 全部開示 | - | 16年03月24日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 298 | 16年03月08日 | 苦情関係受付簿 | 市民 | 環境部 環境保全課 | 16年03月12日 | 部分開示 | 第1号 | 16年03月16日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 299 | 16年03月08日 | 公害苦情受付票・公害苦情処理経過報告書 | 市民 | 環境部 環境保全課 | 16年03月12日 | 部分開示 | 第1号 | 16年03月16日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 請求内容又は請求行政文書名 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|-----|-----------|--|-------|------------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-------|------|
| 300 | 16年03月11日 | 修繕日報(平成16年2月1日から2月29日まで) | 市民 | 水道維持課 | 16年03月19日 | 部分開示 | 第1号 | 16年03月24日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 301 | 16年03月12日 | 工場排水等の規制に関する法律第5条の規定による届出書(届出者〇〇〇) | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 16年03月16日 | 部分開示 | 第2号 | 16年03月24日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 302 | 16年03月12日 | 特定施設設置届出書(届出者〇〇〇) | 任意申出者 | 土木下水道部 下水道管理課 | 16年03月16日 | 部分開示 | 第2号 | 16年03月24日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 303 | 16年03月15日 | 平成15年度(2003年度)豊中市立野畑小学校の 学校日誌(校長の出張に係る記録) | 在勤者 | 教育委員会 野畑小学校 | 16年03月26日 | 部分開示 | 第1号 | 16年04月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 304 | 16年03月15日 | 平成15年度(2003年度)豊中市立緑地小学校の 学校日誌(校長の出張に係る記録) | 在勤者 | 教育委員会 緑地小学校 | 16年03月26日 | 部分開示 | 第1号 | 16年04月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 305 | 16年03月17日 | 豊中市立東豊台小学校の小学校英語体験活動実施報告書(平成15年度(2003年度)) | 在勤者 | 教育委員会 学校教育指導課 | 16年03月29日 | 全部開示 | - | 16年04月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 306 | 16年03月17日 | 豊中市立東豊台小学校の平成15年度(2003年度)小学校英語体験活動月別報告書 | 在勤者 | 教育委員会 学校教育指導課 | 16年03月29日 | 全部開示 | - | 16年04月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 307 | 16年03月22日 | 工事中の生コンクリート製造工場の変更に關する申し入れ | 市民 | 建築都市部 建築課 | 16年03月22日 | 部分開示 | 第1号 | 16年03月26日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 308 | 16年03月24日 | 水質汚濁防止法及び下水道法に係る有害物質(使用特定施設設置届出事業場名簿) | 任意申出者 | 環境部 環境保全課 | 16年03月24日 | 全部開示 | - | 16年03月24日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | 即時開示 |

*「請求者区分」欄の表示の仕方

市 民……………市の区域内に住所を有する者
事 業 者(個人)……………市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
事 業 者(団体)……………市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
在 勤 者……………市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
在 学 者……………市の区域内に存する学校に在学する者
納税義務者……………市税の納税義務者
利害関係者(個人)……………行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
利害関係者(団体)……………行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
任意申出者……………上記以外のもの

. 個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

| 区 分 | 14年度まで | 15年度 | 合 計 | |
|------------------|-----------------|------|------|------|
| 請 求 件 数 | 180件 | 72件 | 252件 | |
| 請 求 者 数 | 154人 | 59人 | 213人 | |
| 処 理 状 況 | 承 諾 (全部開示) | 106件 | 54件 | 160件 |
| | 一部承諾 (部分開示) | 29件 | 6件 | 35件 |
| | 全部拒否 (不開示) | 25件 | 9件 | 34件 |
| | 全部拒否 (文書不存在) | 8件 | 1件 | 9件 |
| | 取 下 げ | 12件 | 2件 | 14件 |
| 不服申立て件数 | 27件 | 8件 | 35件 | |

平成15年度は、72件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が62件、中止請求が9件、削除請求が1件ありました。

開示請求については、診療録（カルテ）に関する文書が19件、診療報酬明細書（レセプト）に関する文書がそれぞれ9件ありました。

「住民基本台帳法の規定による自己の本人確認情報の外部提供の中止に係るもの」が6件、「水道情報システムに関する個人情報の削除請求及び目的外利用の中止請求等」が7件でした。制度化以来では延べ213人から252件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求226件、目的外利用等の中止請求20件、削除請求6件となっています。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求） （単位：件）

| 区 分 | 14年度まで | 15年度 | 合 計 |
|-----------------------------------|--------|------|-----|
| 請 求 件 数 | 164 | 62 | 226 |
| 全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数 | 48 | 7 | 55 |
| 法 令 秘 情 報 | 1 | 0 | 1 |
| 評価・診断等情報 | 18 | 0 | 18 |
| 事務事業執行情報 | 39 | 6 | 45 |

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

自己情報の開示請求については、平成15年度は延べ49人から62件の請求があり、その処理状況は、承諾（全部開示）54件、一部承諾（部分開示）6件、取下げ1件でした。

制度化以来の通算では、226件（取下げ11件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは55件で、該当理由としては、事務事業執行情報45件、評価・診断等情報18件、法令秘情報1件となっています。

(3) 部局別開示等請求数

(単位：件)

| | 実施機関名 | 部局名 | 担当課 | 請求件数 |
|--------|-------------|------------------------|-------|------|
| 1 | 市長 (4部局) | 総務部 | 財産管理課 | 1 |
| | | 市民生活部 健康福祉部 (4課) | 市民課 | 15 |
| | | | 介護相談課 | 5 |
| | | | 生活福祉課 | 1 |
| | | | 保険給付課 | 8 |
| | | 地域福祉課 | 4 | |
| | | 土木下水道部 | 道路管理課 | 1 |
| 市立豊中病院 | 経営企画室 | 19 | | |
| 2 | 教育委員会 | 教育総務室 | 学務課 | 2 |
| 3 | 監査委員 | 事務局 | | 7 |
| 4 | 水道事業管理者 | 水道局 (5課) | 経営企画課 | 5 |
| | | | 水道維持課 | 1 |
| | | | 料金課 | 1 |
| | | | 水道建設課 | 1 |
| | | | 給水課 | 1 |
| 4 | 実施機関 | 8部局 | 14担当課 | 72 |

平成15年度は、3実施機関6部局に対して72件の請求があり、その内訳は、市立豊中病院19件、健康福祉部18件、市民生活部15件、水道局9件、監査委員7件、教育総務室2件、となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して252件の請求があり、市長175件、教育委員会55件、監査委員10件、水道事業管理者11件、消防長1件となっています。

(4) 開示の実施方法(自己情報の開示請求)

(単位：件)

| 区分 | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合計 |
|-----------|----------|--------|--------|
| 閲覧のみ | 2(0) | 0(0) | 2(0) |
| 閲覧と写し等の交付 | 119(0) | 50(0) | 169(0) |
| 写し等の交付のみ | 11(4) | 10(3) | 21(7) |
| 聴取又は視聴 | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 合計 | 132(4) | 60(3) | 192(7) |

* 1()内の数字は、郵送の件数(内数)

2 開示決定を行ったもののうち、未実施のものが1件ある。

実施機関の決定が承諾(全部開示)又は一部承諾(部分開示)の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成15年度は、閲覧と写し等の交付が50件、写し等の交付のみが10件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが2件(1.0%)、閲覧と写し等の交付が169件(88.0%)、写し等の交付のみが21件(10.9%)となっています。

なお、平成10年度、13年度ならびに14年度に請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものがそれぞれ1件あります。

(5) 自己情報開示等請求

(不開示等の根拠は、条例第15条第1項各号)

| 番号 | 請求日 | 個人情報内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|------|-------|--------------------------|-----------|------|----------|-----------|------------|-------|----|
| 1 | 15年04月03日 | 市立豊中病院 救急診療科・小児科入院診療録 (平成14年9月20日・21日分 レントゲンフィルム含む。) | 開示請求 | 法定代理人 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年04月15日 | 全部開示 | - | 15年04月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 2 | 15年04月22日 | 市立豊中病院 救急診療科外来診療録(平成14年3月20日～平成15年4月22日分) | 開示請求 | 本人 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年04月28日 | 全部開示 | - | 15年04月28日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 3 | 15年05月08日 | 等を世帯主とする世帯の分離に係る異動届書 | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 15年05月21日 | 部分開示 | 第3号 | 15年05月28日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 4 | 15年05月23日 | 市立豊中病院 脳神経外科入院診療録(平成14年10月4日～平成15年1月17日分) | 開示請求 | (本人) | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年06月03日 | 全部開示 | - | 15年06月11日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 5 | 15年06月05日 | 監査請求事案にかかる情報公開について(回答) 平成15年5月12日 | 開示請求 | 本人 | 水道維持課 | 15年06月18日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 6 | 15年06月05日 | の戸籍謄本請求書(平成15年4月中の請求分) | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 15年06月12日 | 全部開示 | - | 15年06月19日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 7 | 15年06月05日 | 介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書 (平成12年4月～平成15年4月分) | 開示請求 | (本人) | 健康福祉部 保険相談課 | 15年06月09日 | 全部開示 | - | 15年06月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 8 | 15年06月06日 | 印鑑登録証明書交付申請書(平成11年1月8日～平成12年4月13日分) | 開示請求 | (本人) | 市民生活部 市民課 | 15年06月17日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 9 | 15年06月06日 | 印鑑登録証明書交付申請書(平成11年1月8日～平成13年11月28日分) | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 15年06月17日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 10 | 15年06月09日 | 印鑑登録証明書交付申請書(平成11年1月8日～平成12年4月13日分) | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 15年06月17日 | 全部開示 | - | 15年06月23日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報の内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|------|-------|--------------------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 11 | 15年06月11日 | 市立豊中病院 救急診療科外来診療録(平成11年2月21日及び平成14年10月4日以降分)、内科・整形外科・皮膚科外来診療録(平成14年10月4日以降分) | 開示請求 | (本人) | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年06月16日 | 全部開示 | - | 15年06月16日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 12 | 15年06月25日 | マッピングシステム(豊中市水道情報システム)に入力されている個人(自己)情報 | 開示請求 | 本人 | 水道 経営企画課 | 15年07月01日 | 部分開示 | 第3号 | 15年07月01日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 13 | 15年06月30日 | 住民票写しの交付依頼について(伺) | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 14 | 15年06月30日 | 住民監査請求書の受理並びに証拠提出及び陳述の通知について | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 15 | 15年06月30日 | 住民監査請求受理の通知について | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 16 | 15年06月30日 | 住民監査請求に係る証拠提出及び陳述の聴取の通知について | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 17 | 15年06月30日 | 平成15年5月1日付住民監査請求事案 陳述時に請求人から提出された文書 | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 18 | 15年06月30日 | 住民監査請求に係る監査結果の通知について(伺) | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 19 | 15年06月30日 | 住民監査請求に係る監査結果の公表について | 開示請求 | 本人 | 監査委員 事務局 | 15年07月14日 | 全部開示 | - | 15年07月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 20 | 15年06月30日 | 市立豊中病院 泌尿器科入院診療録(平成13年4月18日～25日分)、泌尿器科外来診療録(平成12年5月31日～平成13年5月22日分)、整形外科外来診療録(平成14年10月4日分 レントゲンファイルを含む。) | 開示請求 | 本人 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年07月09日 | 全部開示 | - | 15年07月15日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 21 | 15年07月01日 | 豊中市水道情報システムに入力されている個人(自己)情報のすべて | 削除請求 | 本人 | 水道 経営企画課 | 15年07月14日 | 全部拒否 | - | - | - | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報の内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|------|-------|-------------------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-----------|-------------|
| 22 | 15年07月15日 | 市立豊中病院 整形外科外来診療録(平成12年8月23日～平成13年5月22日分 レントゲンフィルム含む。) | 開示請求 | 本人 | 市立豊中病院 事務企画室 | 15年07月25日 | 全部開示 | - | 15年07月25日 | 写し等の交付 | - | |
| 23 | 15年07月16日 | 豊中市水道情報システムに入力を予定している個人情報 | 中止請求 | 本人 | 水道 料金課 | 15年07月30日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年09月26日 | 不服申立 取下げ |
| 24 | 15年07月16日 | 豊中市水道情報システムに入力を予定している個人情報 | 中止請求 | 本人 | 水道 水道建設課 | 15年07月30日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年09月26日 | 不服申立 取下げ |
| 25 | 15年07月16日 | 豊中市水道情報システムに入力を予定している個人情報 | 中止請求 | 本人 | 水道 給水課 | 15年07月30日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年09月26日 | |
| 26 | 15年07月17日 | 豊中市水道情報システムに関する平成12年7月12日付〇〇〇からの質問状及び回答 | 開示請求 | 本人 | 水道 経営企画課 | 15年07月30日 | 全部開示 | - | 15年08月04日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 27 | 15年07月22日 | 豊中市水道事業運営審議会委員の一般公募委員選考に係わる個人(自己)情報 | 開示請求 | 本人 | 水道 経営企画課 | 15年08月04日 | 部分開示 | 第3号 | 15年08月08日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 28 | 15年07月28日 | 診療報酬明細書(病院分) | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 | 15年08月11日 | 全部開示 | - | 15年08月13日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 29 | 15年08月25日 | 住民基本台帳法第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)の外部提供の中止請求 | 中止請求 | 本人 | 市民生活 市民課 | - | 取下げ | - | - | - | - | |
| 30 | 15年08月25日 | 住民基本台帳法第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)の外部提供の中止請求 | 中止請求 | 本人 | 市民生活 市民課 | 15年09月03日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年10月30日 | |
| 31 | 15年08月25日 | 住民基本台帳法第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)の外部提供の中止請求 | 中止請求 | 本人 | 市民生活 市民課 | 15年09月03日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年09月19日 | |
| 32 | 15年08月25日 | 住民基本台帳法第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)の外部提供の中止請求 | 中止請求 | 本人 | 市民生活 市民課 | 15年09月03日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年09月12日 | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報内容 | 請求区分 | 担当者 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|------|-----------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-----------|----|
| 33 | 15年08月25日 | 住民基本台帳法第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)の外部提供の中止請求 | 中止請求 | 市民生活部 市民課 | 15年09月03日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年10月31日 | |
| 34 | 15年08月27日 | 住民基本台帳法第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)の外部提供の中止請求 | 中止請求 | 市民生活部 市民課 | 15年09月03日 | 全部拒否 | - | - | - | 15年09月24日 | |
| 35 | 15年09月02日 | 診療報酬明細書(平成14年10月～平成15年6月分) | 開示請求 | 健康福祉部 保険給付課 | 15年09月12日 | 全部開示 | - | 15年09月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 36 | 15年09月09日 | 市立豊中病院 産婦人科入院・外来診療録(平成15年7月～9月9日分) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 | 15年09月10日 | 全部開示 | - | 15年09月10日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 37 | 15年09月09日 | 市立豊中病院 全科診療録(平成15年1月15日～3月31日分) レントゲンフィルム、エコー含む。 | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 | 15年09月24日 | 全部開示 | - | 15年09月25日 | 写し等の交付 | - | |
| 38 | 15年09月16日 | 災害援護資金の借用書 | 開示請求 | 健康福祉部 地域福祉課 | 15年09月24日 | 全部開示 | - | 15年09月29日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 39 | 15年09月29日 | 診療報酬明細書(平成15年4月～7月) ○○○病院分 | 開示請求 | 健康福祉部 保険給付課 | 15年10月10日 | 全部開示 | - | 15年10月14日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 40 | 15年09月29日 | 印鑑登録証明書交付請求書 | 開示請求 | 市民生活部 市民課 | 15年10月03日 | 全部開示 | - | 15年10月14日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 41 | 15年10月07日 | 市立豊中病院 全科入院・外来診療録(平成11年3月12日～5月6日分) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 | 15年10月21日 | 全部開示 | - | 15年10月24日 | 写し等の交付 | - | |
| 42 | 15年10月17日 | 診療報酬明細書(平成10年10月～平成15年8月分) 歯科 | 開示請求 | 健康福祉部 保険給付課 | 15年10月31日 | 全部開示 | - | 15年11月06日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 43 | 15年10月31日 | 市立豊中病院 受診科全ての入院・外来診療録(平成13年3月～現在分) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 | 15年11月12日 | 全部開示 | - | 15年11月25日 | 写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報内容 | 請求区分 | 担当者 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|---|------|--------------------------|-----------|------|--------------|-----------|----------------|-------|----|
| 44 | 15年11月11日 | 私道整備工事助成 | 開示請求 | 土木下水道部 道路管理課 | 15年11月25日 | 部分開示 | 第3号 | 15年12月03日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 45 | 15年11月12日 | 市立豊中病院 受診科全ての入院・外来診療録 (平成13年3月～現在分) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年11月21日 | 全部開示 | - | 15年11月25日 | 写し等の交 付 | - | |
| 46 | 15年11月19日 | 住民票の写し等交付請求書(平成14年11月18日 ～平成15年11月19日分) | 開示請求 | 市民生活部 市民課 | 15年12月01日 | 全部開示 | - | 15年12月02日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 47 | 15年11月27日 | 事故報告書(事故発生日 平成14年〇月〇日) | 開示請求 | 健康福祉部 保険室 介護相談課 | 15年12月02日 | 全部開示 | - | 15年12月03日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 48 | 15年11月27日 | 相談受付票(事故発生日 平成14年〇月〇日) | 開示請求 | 健康福祉部 保険室 介護相談課 | 15年12月02日 | 全部開示 | - | 15年12月03日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 49 | 15年11月27日 | 事故報告書(事故発生日 平成14年〇月〇日の経 過報告) | 開示請求 | 健康福祉部 保険室 介護相談課 | 15年12月02日 | 全部開示 | - | 15年12月03日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 50 | 15年11月28日 | 市立豊中病院の入院中のレントゲンフィルム | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年12月09日 | 全部開示 | - | 15年12月15日 | 写し等の交 付 | - | |
| 51 | 15年12月16日 | 市立豊中病院 受診科全科外来・入院診療録(平 成14年10月28日～現在分 MRI、リハビリ関連書 類含む。) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 15年12月26日 | 全部開示 | - | 15年12月26日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 52 | 15年12月17日 | 災害援護資金の借用書 | 開示請求 | 健康福祉部 地域福祉課 | 15年12月22日 | 全部開示 | - | 15年12月25日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 53 | 15年12月26日 | 市立豊中病院 内科・外科外来診療録(平成15年 12月2日～12月26日分) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 経営企画室 | 16年01月09日 | 全部開示 | - | 16年01月13日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |
| 54 | 15年12月26日 | 診療報酬明細書(平成13年3月～平成13年9月 〇〇〇病院分) | 開示請求 | 健康福祉部 保険室 給付課 | 16年01月21日 | 全部開示 | - | 16年01月26日 | 閲覧及び写 し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報の内容 | 請求区分 | 担当者 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|------|-----------------|-----------|------------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 55 | 16年01月16日 | 災害援護資金の借入書 | 開示請求 | 健康福祉部 地域福祉課 | 16年01月23日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 56 | 16年01月16日 | 〇〇〇の災害援護資金借入に伴う印鑑登録証明書 | 開示請求 | 健康福祉部 地域福祉課 | 16年01月23日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 57 | 16年01月22日 | 診療報酬明細書(平成15年5月～11月 〇〇〇病院分) | 開示請求 | 健康福祉部 保険給付課 | 16年02月04日 | 全部開示 | - | 16年02月09日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 58 | 16年01月26日 | 戸籍謄本・住民票の写し職務上請求書 | 開示請求 | 市民生活部 市民課 | 16年01月30日 | 部分開示 | 第3号 | 16年02月05日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 59 | 16年01月30日 | 診療報酬明細書(平成13年12月～14年7月 〇〇〇病院分) | 開示請求 | 健康福祉部 保険給付課 | 16年02月12日 | 全部開示 | - | 16年02月17日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 60 | 16年02月05日 | 市立豊中病院 循環器科外来診療録(平成15年9月1日～10月6日分 検査結果含む。) | 開示請求 | 市立豊中病院 事務企画室 | 16年02月17日 | 全部開示 | - | - | 写し等の交付 | - | 郵送 |
| 61 | 16年02月19日 | 診療報酬明細書(平成15年1月～11月 〇〇〇病院分) | 開示請求 | 健康福祉部 保険給付課 | 16年02月20日 | 不開示(文書不存在) | - | - | - | - | |
| 62 | 16年02月20日 | 水道情報システムに入力した使用者としての情報 | 開示請求 | 水道企画課 | 16年03月05日 | 部分開示 | 第3号 | 16年03月10日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 63 | 16年02月20日 | 学齢簿 | 開示請求 | 教育委員会 教育総務課 | 16年03月02日 | 全部開示 | - | 16年03月04日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 64 | 16年02月20日 | 学齢簿 | 開示請求 | 教育委員会 教育総務課 | 16年03月02日 | 全部開示 | - | 16年03月04日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 65 | 16年03月08日 | 桜塚区画整理にかかる図面(第 区) | 開示請求 | 総務管理部 | 16年03月10日 | 全部開示 | - | 16年03月22日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

| 番号 | 請求日 | 個人情報内容 | 請求区分 | 請求者区分 | 担当部課 | 決定日 | 決定内容 | 不開示等 根拠条項 | 開示実施日 | 開示方法 | 不服申立日 | 備考 |
|----|-----------|--|------|-------|-----------------|-----------|------|--------------|-----------|------------|-------|----|
| 66 | 16年03月09日 | 要介護・要支援認定の認定調査の特記事項 | 開示請求 | 本人 | 健康福祉部 保険給付課 | 16年03月16日 | 全部開示 | - | 16年03月30日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 67 | 16年03月15日 | 市立豊中病院 受診科全て入院・外来診療録(平成15年初診～現在分 CT含む。) | 開示請求 | 本人 | 市立豊中病院 事務企画室 | 16年03月26日 | 全部開示 | - | 16年03月31日 | 写し等の交付 | - | |
| 68 | 16年03月16日 | 市立豊中病院 整形外科入院・外来診療録(平成11年4月～現在分 MRI、CT、レントゲン含む。) | 開示請求 | 本人 | 市立豊中病院 事務企画室 | 16年03月26日 | 全部開示 | - | 16年04月02日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 69 | 16年03月16日 | 市立豊中病院 救急診療科、小児科入院・外来診療録(平成16年9月1日～現在分 レントゲン含む。) | 開示請求 | 法定代理人 | 市立豊中病院 事務企画室 | 16年03月24日 | 全部開示 | - | 16年03月29日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 70 | 16年03月24日 | 診療報酬明細書(平成14年5月～平成16年1月〇〇〇クリニック分) | 開示請求 | (本人) | 健康福祉部 保険給付課 | - | 取下げ | - | - | - | - | |
| 71 | 16年03月24日 | 印鑑登録廃止届及び印鑑登録申込書(届出日:平成13年〇月〇日) | 開示請求 | 本人 | 市民生活部 市民課 | 16年03月25日 | 全部開示 | - | 16年03月31日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |
| 72 | 16年03月25日 | 市立豊中病院 内科、神経内科入院・外来診療録(平成14年10月～平成15年6月分 CT含む。) | 開示請求 | 本人 | 市立豊中病院 事務企画室 | 16年04月07日 | 全部開示 | - | 16年04月26日 | 閲覧及び写し等の交付 | - | |

. 不 服 申 立 て の 処 理 状 況

不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

| 区 分 | | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合 計 | |
|------------------|-------|----------|--------|-------|-----|
| 申 立 て 件 数 | 行政文書 | 8 6 | 1 | 8 7 | |
| | 個人情報 | 2 7 | 8 | 3 5 | |
| | 計 | 1 1 3 | 9 | 1 2 2 | |
| 処 理 状 況 | 却 下 | 行政文書 | 1 | 0 | 1 |
| | | 個人情報 | 1 | 0 | 1 |
| | | 計 | 2 | 0 | 2 |
| | 全部認容 | 行政文書 | 5 | 0 | 5 |
| | | 個人情報 | 5 | 0 | 5 |
| | | 計 | 1 0 | 0 | 1 0 |
| | 部分認容 | 行政文書 | 1 2 | 0 | 1 2 |
| | | 個人情報 | 9 | 0 | 9 |
| | | 計 | 2 1 | 0 | 2 1 |
| | 棄 却 | 行政文書 | 5 2 | 0 | 5 2 |
| | | 個人情報 | 4 | 6 | 1 0 |
| | | 計 | 5 6 | 6 | 6 2 |
| | 取 下 げ | 行政文書 | 1 6 | 1 | 1 7 |
| | | 個人情報 | 2 | 2 | 4 |
| | | 計 | 1 8 | 3 | 2 1 |
| 合 計 | 行政文書 | 8 6 | 1 | 8 7 | |
| | 個人情報 | 2 1 | 8 | 2 9 | |
| | 計 | 1 0 7 | 9 | 1 1 6 | |
| 審 理 中 | 行政文書 | | 0 | 0 | |
| | 個人情報 | | 6 | 6 | |
| | 計 | | 6 | 6 | |

* 却下の2件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したものの。また「平成14年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したものの。

平成15年度の不服申立ては、個人情報保護に関するものが8件ありましたが、そのうち6件は次年度に審理が繰り越され、2件は不服申立人により取り下げられました。

(2) 審査会の答申

豊情個審 答申第30号
平成15年(2003年)11月11日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の外部提供の中止請求に係る
取扱いについて(答申)

平成15年2月3日付け諮問第23号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った住民票記載等に係る本人確認情報の大阪府知事への通知は、住民基本台帳法第30条の5第1項及び第2項に基づき行われた外部提供であり、法令等の手続きに違法性があるとは認められない。よって豊中市個人情報保護条例第22条第2項に基づき行った「自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについて」の判断は、違法又は不当な処分とはいえない。

しかしながら本人確認情報の外部提供については、市民から個人情報の漏えいや目的外利用等多くの危惧が指摘され、それに対しては、国において説明や対応がされているものの未だ払拭されたとはいえない状況にある。このような危惧が存する場合、本来、個人情報の外部提供は、市民一人ひとりの選択制の方法が採用されることが望ましいといふべきである。これらの危惧が払拭され、また理解されれば多くの市民が参加すると考えられる。さらに市における対処として市民の危惧が現実となった場合、本市が定めるセキュリティポリシーに基づきシステムの切断等適切に対処することが望まれる。

第二 本件異議申立ての経過

1 自己情報の外部提供の中止請求

平成14年11月11日、異議申立人らは、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、「住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の5第1項の規定による自己の本人確認情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年11月20日、豊中市長は、「住基法に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知しているものである。」との理由を付して、本件個人情報の外部提供の中止を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人らに通知した。

3 異議申立て

平成15年1月20日、異議申立人らは、本件処分を不服として、条例第26条の規定により、実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）による本人確認情報の府への提供行為を取り消し、本件外部提供を中止するとともに、府への提供済みの本人確認情報の削除を求める。

第四 異議申立人らの主張の要旨

異議申立書、反論書及び再反論書の記載内容並びに意見陳述の結果等をまとめると異

議申立人らの主張は、概ね次のとおりである。

1 住民基本台帳法に違反

住基法第3条によると、市町村長は、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。住基法第36条第2項では、市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、住基法第30条第3項では、本人確認情報の提供を受けた行政機関が、本人確認情報の漏えい、滅失、き損の防止と安全確保のため必要な措置を講じなければならない。と規定されている。

わが国の約3200の自治体のうち1300余りが個人情報保護条例を持たない中で住基ネットを成立させた、99年8月の住基法の改正時に規定された附則第1条第2項に「この法律の施行にあたって、政府は、個人情報の保護に万全を期すため、すみやかに所要の措置を講ずるものとする」となっており、国は、現在、個人情報保護法を制定していない。そのため、豊中市からネットワークによって外部提供された本人確認情報は保護や安全確保がされておらず、住基ネットは、全国の自治体のうちどこかひとつでも、あるいは、国の行政機関のどこかひとつでもが破られれば、全ての情報が流出する可能性があり、ネットワークでつなげば、どのような防止策をとっても情報は必ず漏れるといわれており、誰が、いつ、どこで、どのように利用したかについての経歴を確認する手段（アクセスログシステム）も住基ネットにはないのである。

このことから豊中市が住基法第30条第5項により、本人確認情報を大阪府に提供することは、同法第3条、同法第36条、同附則第1条第2項に違反する。

2 豊中市個人情報保護条例に違反

条例第1条で「自己の個人情報の開示・訂正等求める市民の権利を明らかにし、個人情報の保護に関し、必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることによって、個人の権利利益を保護し、地方自治の本旨に即した市政を遂行すること」を明記しているが、住基ネットは、前記1で述べたとおり個人の権利利益を危険にさらし、個人情報の保護は不可能なものである。また、条例第8条では、目的外利用又は外部提供の例外として法令等に定めがあるときとしているが、前記1で述べたとおり都道府県知事への提供そのものが、前記1のとおり住基法に反しており、接続の義務はない。条例第11条の外部提供に係わる適正管理では、あらかじめ提供の相手方に対し、個人情報の使用目的、使用方法、管理方法等必要な事項を明確にさせ、必要があるときは、制限や安全確保の措置を講じさせることになっているが、住基ネットでは、外部提供された個人情報の適正管理は不可能であり、どのように利用されたかを知るためのアクセスログシステムさえも存在しない。

3 住基ネットでは個人情報は漏れる

市長は、外部提供を住基法第30条第5項に基づき違反ではないと主張するが、自治体として国と対等の立場から市民の個人情報を守ろうという姿勢が見られない。住基ネットが議論もされていないときに制定された条例の規定する外部提供等の禁止を市民の立場から解釈して、住基ネットには市民の個人情報を提供しないという姿勢をとるべきであり、豊中市は、住基法第3条第1項、同第36条2を根拠に住基ネットへの不参加を表明すべきである。

条例第8条では、目的外利用及び外部提供の制限を設け、条例第11条で外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該外部提供に係わる個人情報保護の使用目的、使用方法、管理方法その他の必要な事項を明確にさせるとともに必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする、と具体的な方法を定めている。基本的な人権を侵害しないためには、個人情報を保護しなければならないとの条例の精神を実施機関は、振り返るべきである。

豊中市が住基ネットで国や府に市民の個人情報を提供することは、条例の原則や条例第8条や条例第11条の規定に基づく利用制限や外部提供の制限に反する。さらに実施機関は、個人情報の具体的な使用目的や使用方法、管理方法などについて国や府から一切文章で説明を受けていないと聞いている。

住基ネットでは、国や府、他の市町村に個人情報が拡散し、どこで、どう使われるか把握できなくなる。全国で1300余りの自治体が個人情報保護条例を制定しておらず、どこから個人情報が洩れてもおかしくない。また、国や府の機関がどのように個人情報を利用したのかもまったく分からない。

実施機関は、反論の中で制度、技術、運用面で十分な保護措置を講じていると述べているが、他の自治体に提供された個人情報の保護やネットワークによる情報漏洩については、まったく述べていない。また、いくら職員の罰則を強化しても一旦洩れた情報は、取り返しがつかない。公務員、警察による情報漏洩もたびたび新聞に掲載されている。個人情報は、売買されており、インターネット上で名簿売買という項目を開けばさまざまな情報を守る商売があることに驚く。

4 市民の削除、中止請求は、認めるべき

実施機関は、今の時点では、住基ネットに参加しているが、市民には、削除、中止請求の権利は認められるべきである。条例がある限り、実施機関は、裁量権が制約されており、条例に基づく市民の権利行使が優先されるべきである。また、豊中市の参加は、条件付参加であり、中止を求める市民がいればその市民は、除くべきである。

5 国民総背番号制に反対

住基ネットは、生まれたばかりの赤ちゃんから老人まで、すべての国民に強制的、一方的に牛や馬のように11桁の住民票コードを付番する国民総背番号制である。そして、変更申請をしない限りは、一生変わらない。この住民票コードは、様々な行政サービスを受けるときに本人確認に利用される共通番号になっている。また、本年4

月15日の新聞報道によると金融庁の調査で全国銀行協会の加盟行182行の約4割の79行が11桁の住民票コードが記載された通知書で本人確認していた。住民票コードは、既に民間でも利用されており、銀行の例は、氷山の一角に過ぎないと思われる。この住民票コードは、運転免許証番号、健康保険証の番号、各自治体の住民番号、銀行の口座番号、社員番号のような個人識別番号とは決定的に違い、運転免許証番号や銀行の口座番号などはすべて任意で、そのサービスを受けるため、あるいは所属する団体等の中で事務処理をするために使われる個別番号である。個々ばらばらな個別番号では、市民に関する個人情報を全て一覧はできない。

市民本人の人格や尊厳は、市民自身のものであり、本人に関する情報は、全て市民自身のものである。市民の全体性、本人の全ては、具体的な顔、身体や名前をもつ本人に属している。本人に関する個人情報を一覧してよいのは、本人だけである。国民総背番号制は、共通番号であるがゆえに、市民本人を名前や顔をもつ人間ではなく、住民票コードとして扱うことになっており、これは本人の人格や尊厳を侵害することである。住基ネットにより、国家が主権者たる国民のあらゆる個人情報を管理することが可能になる。このことは、国民が個人として尊重されると定め、生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を保障している憲法13条に違反することになる。

6 豊中市にある個人情報は市のものではない

豊中市は、市民の個人情報を膨大に蓄積している。行政サービスのための個人情報ファイルは430項目にも及んでおり、市民は、生まれてから死ぬまでに行政サービスを受けるために多くの個人情報を行政に提供している。行政サービスを受けるために必要な申告書の項目の内容は、戸籍事項等では、氏名、性別、生年月日、国籍、本籍、住所、家族続柄、婚姻関係、思想信条等という項目では、思想信条、宗教、主義主張、政党、経歴能力等では、学歴、職歴、地位、資格、能力成績、賞罰等である。このような項目を見ても、もしこのような膨大な個人情報が外部に漏れたら個人のプライバシーは完全に損なわれ、基本的人権が侵害される。市民の情報は市民自身のものであり、豊中市のものではない。市民は個人として尊重され、個人にかかわる情報は、本人の意思を無視して、本人の知らないところで勝手に提供されて利用されてよいはずはなく、本人だけがコントロールできるのである。コンピューターネットワークは、どのように予防策をとっても必ず漏れるといわれており、個人情報を保護するという姿勢があれば、このような危険な住基ネットに豊中市は接続すべきではない。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書及び再弁明書の記載内容並びに口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

1 住基法違反について

1) 住基法において処分庁は、住民票に11桁の住民票コードを記載し、住基ネットによ

って、本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別等、住民票コード。以下同じ）を大阪府知事に通知することが定められており、住基法は、制度面では、住基ネットに保有される情報は、住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードとこれらの変更情報に限っている。利用については、住基法別表に掲げる事務に国の機関等から住民の居住関係の確認の求めがあったときに本人確認情報の提供を行うものとしている。関係する職員には、秘密保持が義務付けられており、これに違反した者は、通常の公務員の守秘義務違反の刑罰より重い、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしている。民間部門が住民票コードの告知を求めたり、業として、住民票コードの記録されたデータベースであって、当該情報が他に提供されることが予定されているものを構成した場合には、都道府県知事は、中止の勧告を行い、勧告に従わないものに対しては、勧告に従うべきことを命じることができるものとし、この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰則に処することとしている。さらに、本人確認情報の開示請求権及び訂正申出権を定めている。次に、技術面では、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、安全性が高い専用回線を利用しており、データの暗号化、通信相手の相互認証、不正アクセス防止策としてファイアウォール並びに進入検知器の設置などの対策が講じられている。また、住基ネットの操作には、ICカードとパスワードを利用し、データ通信履歴管理など適正な管理を行っている。さらに、運用面においても、万一、本人確認情報の漏洩のおそれがある場合に住基ネットの運営の停止することなどを定めた緊急時対応計画を豊中市はもとより他の市町村、都道府県及び指定情報処理機関において策定しており、関係職員のセキュリティ対策等の教育及び研修を実施するなどの不正防止対策を講じている

以上のことから、住基ネットにおいては、本人確認情報について十分な保護措置を講じており、処分庁が住基法第30条の5の規定に基づき本人確認情報を大阪府に通知することは、住基法第3条「市町村の責務」及び住基法第36条の2「住民票に記載されている事項の安全確保等」の定めに合致するものであり、これらの事項になんら違反するものではない。

- 2) 改正法は、同法附則第1条第1項の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、法律上、個人情報保護法案が、成立すると否とにかかわらず、政令で定められている日に施行することが義務付けられている。また、同法附則第1項第2項は、政府は速やかに「所要の措置」を講ずるものとしているが個人情報の保護に関する法律の整備について言えば、政府は、立法機関ではなく、自ら法律を制定することはできないものであるため、「所要の措置」とは、法律案の検討、作成、国会への提出を意味するが、政府は平成13年3月に個人情報保護法を国会に提出するなど個人情報保護に関する法律の整備に努力しているところである。したがって、個人情報の保護に関する法律が成立していないことをもって、本件処分が違法となるものではない。

2 条例違反について

処分庁が住基法第30条の5の規定に基づき本人確認を大阪府知事に通知することは、住基法が第1条で定める「住民基本台帳は、地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」との法の目的に沿った事務であり、条例第8条に規定する外部提供には該当しないものである。また、前記1で述べるように、大阪府知事への通知が住基法第3条、同第36条の2、法附則第1条第2項にも違反しないことから異議申立人らの主張は、理由がない。

なお、異議申立人らが主張するアクセスログについては、第14回都道府県住民基本台帳ネットワークモシステム推進協議会において開示用データ（住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、提供先、検索先、提供年月日、利用目的）としてのアクセスログを取得し、第2次稼動を目途として準備の整った委任都道府県から新たなアクセスログの保存を開始することを決定していることを付言する。

3 住民基本ネットでは、個人情報漏れるについて

異議申立人らは反論書で、「条例の目的からすれば、「住基ネットには接続しない。」というのが豊中市が当然にとるべき姿勢である。」と主張するが住基ネットの導入に伴い、個人情報保護の観点から住基法第30条の29第1項、同2項等では、市町村等に安全確保措置を講じる義務を、また同法第30条の30第1項、同2項では本人確認情報の利用及び提供の制限を、さらに同法第30条の17第1項、同2項の32では秘密保持義務などを定め、住基ネットによる全国規模の住民基本台帳に係る市町村の窓口の簡素化、住民の利便性の増進を図る一方で、住基ネットにおける個人情報の適正利用のための個人情報保護措置を講じており、住基ネットに接続することは条例の目的になんら反するものではない。

異議申立人らは、「豊中市が住基ネットで国や府に市民の個人情報を提供することは、条例の原則や同第8条や同第11条の規定に基づく利用制限や外部提供に反する。」と主張するが、前述のとおり条例の目的に反するものでなく、また、条例第8条第1項に規定する外部提供は、同第7条第1項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいうのであって、本人確認情報を大阪府知事に通知することは、住基法第30条の5に基づく事務で、条例第7条第1項の利用目的内の行為であり、同第8条第1項の外部提供に該当しない。

4 市民の削除、中止請求は認めるべきについて

住基ネットの導入は、住基法に基づく事務であって、条件付参加や市民の中止請求については認められるものではなく、また、条件に違反するものではない。

5 国民総背番号制に反対について

異議申立人らは、「住基ネットは生まれたばかりの赤ちゃんから老人まで全ての国民に強制的かつ一方的に牛や馬のように11桁の「住民票コード」を付番する「国民総背番

号制」であり、住基ネットにより、国家が主権者たる国民のあらゆる個人情報を管理することが可能になる。」と主張するが、住基ネットに保有される情報は本人確認情報にすぎず、その上、本人確認情報の目的外利用は禁止されていることから、国が様々な個人情報を一元的に管理できない制度になっており、住基ネットは国民背番号制とはまったく異なるものである。また、申立人らは、「行政そして民間でも利用される「共通番号」である「住民票コード」では全ての市民の個人情報が「名寄せ」することが可能になり、市民に関する個人情報を一覧できるようになる。」と主張するが、前述のとおり、行政における目的外利用は禁止されており、また、住基法第30条の43では、民間の住民票コードの利用はできないことになっていることから、異議申立人らの主張は理由がない。これらのことから、住基ネットの導入は憲法第13条に違反するものでない。また本件処分は、条例になんら違反するものではなく本件異議申立ては理由がないことから棄却されるべきである。

第六 当審査会の判断

豊中市では、昭和63年から高度情報化社会の到来と情報化の進展を視野に入れながら市民の個人情報の保護に関する制度の検討を行い、平成元年、わが国において先駆的にマニュアル処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度を実施し、今日に及んでいる。これは、豊中市が保管するあらゆる市民の個人情報を保護するとともに、基本的人権としてのプライバシーの保護に万全を期すことによって、市民に信頼される市政の実現を目指す姿勢を示したものである。このように豊中市は、個人情報の保護を最重要課題として取り組み、条例を制定したものである。

1 当審査会としての条例に対する基本的な考え方

- 1) 条例第1条では、「自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もつて地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。」と定めており、これは、市における市民の個人情報の収集、目的外利用、外部提供に当たっての一定のルールを規定し、行政における事務事業の適正な執行を図りつつ、個人の権利利益を保護し、一方で市民の自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保障しているものである。
- 2) 条例に基づく請求権は、自己情報の開示請求権、訂正請求権、削除請求権、目的外利用及び外部提供の中止請求権であり、OECD 理事会勧告の基本原則である「個人参加の原則」を明らかにしたものである。これらの請求権より、当該個人情報の正確性を確保するとともに、不正確な情報によって当該市民が不測の不利益を被ることを事前に防止し、ひいては行政に対する市民の信頼を確保することになるものである。
- 3) 条例第8条第1項によれば、原則として保管又は利用に係る個人情報を利用目的以外の目的のために当該実施機関内部若しくは、実施機関相互間で利用（以下「目的外

利用」という。)し、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならないと定めている。また、同条第2項によれば、目的外利用又は外部提供に係る例外の場合として、法令等に定めがあるとき、本人の同意があるとき又は本人に提供するとき、当該個人情報公知のものであるとき、市民の生命・身体又は財産に対する危険を避けるため緊急やむを得ないとき、実施機関が委員会の意見を聴いて市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとときの5つを規定している。

4) さらに条例第11条では、実施機関は、第8条第2項の規定により外部提供するときは、あらかじめ提供先の相手方に対し、当該外部提供に係る個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し、制限を付し、又は安全管理の措置を講じさせるものとする、と定められている。

2 本件異議申立てに係る処分の妥当性について

1) 住基法は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体における行政の合理化に資することを目的としている(同法第1条)。その目的のため、同法第2条は、国及び都道府県の責務として、市町村の住民の住所の変更など、いわゆる住民としての地位の変更に関する届出がすべて一つの行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じるべきものとし、同法第3条は、市町村長等の責務として、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるべきものとしている。

このような住基法の目的、趣旨に関する規定を受けて、同法第30条の5に基づいて、市町村長が、住民票の記載、消除、本人確認情報の全部もしくは一部を修正した場合、当該住民票の記載等に係る本人確認情報として、住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードを都道府県知事に通知するものとし(同条第1項)その通知は、市町村長の使用する電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行う(以下「オンラインによる提供」という。)ものとしている(同条第2項)。

2) ところで本人確認情報のオンラインによる提供は、個人情報保護という観点からは、重大な問題を含むものというべきである。しかし、これについては、提供される情報が個人の住所、氏名、生年月日、性別及び住民票コードに限定されていること、また住基法自身において一定の個人情報保護措置がとられていることが指摘されなければなら

ない。まず、住基法によれば、個人情報保護のため都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会が設置されることを定め（第30条の9）、さらに都道府県において個人情報の安全確保が義務付けられ（第30条の29）、定められた以外の利用や提供が禁止され（第30条の30）、本人確認情報の電子計算機処理等に従事する職員には守秘義務が課されている（第30条の31）。また、何人でも、自己に関わる本人確認情報については開示請求が認められるとともに（第30条の37）、訂正・追加・削除の申し出を認めている（第30条の40）。また、住民票コードの利用については、市町村や都道府県等の執行機関が定められた場合以外に住民に住民票コードの告知を求めることが禁止され（第30条の42）、市町村や都道府県の執行機関の職員等の者以外の者については、第三者に対し、住民票コードの告知を求めることが禁止され（第30条の43第1項）、さらに市町村や都道府県の執行機関の職員等の者以外の者については、「その者が業として行う行為に関し」、売買、貸借、雇用その他の契約の申し込みをしようとする第三者に対し、住民票コードの告知を求めることも禁止されている（同第2項）。また、民間事業者においては、「市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。」とされている（同第3項）。そして、都道府県知事は、第2項及び第3項の規定に反する行為が行われた場合において、当該行為をした者がさらに反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、または当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ（同第4項）、この勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を設けて、当該勧告に従うべきことを命じることができる（同第5項）。この命令に違反した者には、刑罰が科されるのである（第44条）。

また、これでも個人情報保護が十分かどうか批判のあったことから、政府は個人情報保護法制全般の見直しを決定し、その結果、国会に個人情報の保護に関する法案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法案等が提出され、本年5月26日に可決成立したところである（同30日公布）。それにより、民間事業者に対しては、初めて個人情報保護の法的義務が課され、住基法における個人情報保護の不十分な点は相当程度の改善がされた。さらに、これらの法律により国の行政機関や独立行政法人に対しても個人情報保護の義務が課され、しかも、行政機関の職員による個人情報の不正な利用に対し、新たに刑罰も科されることになった。この刑罰規定は、直接には、市町村や都道府県の職員に及ぶものではないが、これらの法律の成立に伴い、本年6月16日付総行第92号により総務省から各地方

公共団体に個人情報保護条例の制定・改正を求める通知が出されており、いまだ個人情報保護条例を持っていない地方公共団体においても個人情報保護条例の制定が求められるとともに、国の行政機関の職員と同じように、地方公共団体の行政機関の職員による個人情報の不正な利用に対しても刑罰が加えられるようになるものと思われる。

以上の立法上、行政上の諸制度を考えると、なお、万全とはいえないものの、住基法に基づく本人確認情報のオンラインによる提供には、相当程度の個人情報保護措置がとられているといえる。

3) 本年9月12日付の総務省の通知文によると、従来から市町村から要望のあった住基ネットの本人確認情報の利用状況の開示は、本年11月以降準備が整った都道府県から順次開始されることになった。また市町村長の住基ネットを利用する行政機関に対する調査権の法制化について、法制的な位置づけを付与することとし、本年9月29日に法律が改正され、アクセスログについても、10月1日から本人の請求により開示するとともに、情報漏れがあった場合には市町村長による国などへの調査要請権の規定も併せて明文化された。

4) 豊中市における個人情報の保護対策については、本年8月の住基ネットの本格稼動に伴い、セキュリティポリシーを策定するとともに、電子計算組織の管理及び運営に関する規則を改正し、電算総括管理者の設置、データ等の適正管理、電算処理の方法及び制限、電子計算機室等の管理、事故等発生時の措置、セキュリティ会議の設置等定めている。また、データセキュリティ対策基準も併せて制定し、人的セキュリティとして、職員の責務、セキュリティ教育、データの管理、事故等発生への対応等、違反への対応、物理的セキュリティ、技術セキュリティや運営管理、端末装置に関するセキュリティ対策、通信回線に関するセキュリティ、電子計算組織の保守、コンピュータウィルス対策、監査等について詳細な規定を設け、これによって住基ネットの稼動に伴う問題が生じた場合も迅速な対応が可能となっている。

さらに、行政機関の個人情報の保護に関する法律の成立を受けた前記2)の総務省通知等により、条例の改正を行うべき、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会に対し、本年10月10日付けで制度の見直しのための諮問を行い、既に検討を開始しており、市民の個人情報の一層の保護に努めていることが指摘できる。

5) また、条例第11条の外部提供にかかる適正管理の規定では、あらかじめ提供の相手方に対して、個人情報の使用目的、使用方法、管理方法等の必要な事項を明確にさせ、必要があるときは、制限や安全確保の措置を講じさせることとなっている。住基ネットの運用に際して、国等から制度面では、記録する個人情報の限定、本人確認情報の提供先や利用目的の規定、民間での住民票コードの利用禁止、本人確認情報の保護措置等、技術面では、専用回線でのネットワークの構築、通信データの暗号化・復号、ファイアウォールの設置、コンピュータの相互認証等、運用面では、本人確認情報管理規定の制定や指定情報処理機関における本人確認情報保護委員会の設置、都道府

県における審議会の設置、関係職員の研修等、個人情報の保護のためのさまざまな対策が示されており、条例が求めている外部提供にかかる適正管理は、図られていると判断できる。

6) 一方で、国においては、平成13年1月に「e Japan戦略」を決定し、さまざまな行政情報へのアクセスや申請・届出等の手続きをインターネットで行なうことを可能とする電子政府や電子自治体の実現に取り組んでおり、すべての国民がその利便性を享受できるようさまざまな施策が講じられている。その反面、今回のような個人情報の取り扱いに関する関心もますます高くなってきており、この利便性とプライバシーに対する危惧は、裏腹の問題であり、情報化の進展に併せて解決しなければならない重要な課題であると指摘できるが、このシステムの稼働により、さまざまな利便性を享受しようとする住民がいることも事実である。

7) 1 - 3) 及び 2 - 1) で述べたとおり、本件外部提供は、条例第8条第1項の「外部提供」に該当するが、これは住基法第30条の5に基づくものであり、条例第8条第2項に定める例外のうち「法令等に定めのあるとき」に該当する。したがって本件外部提供が違法であるとして、その中止を求めることができるのは、当該法令である住基法第30条の5の規定が内容的に無効である場合ということとなるが、それは、結局のところ、当該法令の内容がその上位法である憲法に違反するといえる場合でなければならない。

ところで、当審査会としては、個人のプライバシーの保護が個人の尊厳を実現し幸福な生活を追及するために必須のものとされている現在においては、国民が自己の情報をコントロールすることのできる権利（以下「情報プライバシー権」という。）を、憲法上の権利として肯定すべきものとする。そして住基法第30条の5の規定による外部提供は、この情報プライバシー権を制限し、これと対立する関係にある。しかしながら、情報プライバシー権を憲法上の権利として肯定するにしても、その権利の性質については、議論が定まっているとはいいがたい状況であること、住基法第30条の5は同法第1条に基づくものであり、その目的自体には、合理性があること、その手段としての同法第30条の5による一律的な通知は、理念上、制度上及び技術上の問題があるにしても、これについてさまざまな観点から議論がなされており、これに伴って上述のとおり国会、地方自治体を含む関係諸機関において逐次その問題点の解消への努力が積み重ねられていることからするならば、制度上の制約のある当審査会においては、住基法第30条の5が情報プライバシー権との関係において憲法に反し、無効であるとまで断定することはできない。

以上の次第で、本件外部提供は住基法第30条の5という法令に基づく行為であり、手続的に違法な点は見出しがたいから、その趣旨において第一の前段のとおり答申を行うものである。

3 当審査会としての本システムに関して認識した問題点

1) 住基ネットのような国民すべてが対象となるシステムの導入については、より広範な議論が必要であるとともに、多くの危惧や個人情報の保護に関する問題が指摘される場合、本来、国民の制度への参加については、選択制を採用すべきであったと史料する。平成14年8月の住基ネットの稼働に伴い、東京都国立市や福島県矢祭町のように全面不参加とした自治体もあれば、神奈川県横浜市や東京都杉並区のように参加を住民自身が決める選択制を導入して、一律不参加ではなく、利便性を享受する住民の意思も尊重し、対処した自治体もある。

住基ネットは国民が自ら行政サービスの享受を望まないままに付番され、自らの個人情報、利用、提供されることから個人情報の適正な利用や漏えいに対する危惧を抱くものであるから、これを認めて、なお行政サービスを受けたいものだけが、参加する制度とすべきであったと考える。この住基ネットの稼働による利便性や行政サービスの拡大が図られ、また、多くの市民が住基ネットを理解するとなれば、おのずと参加する者が増加すると考えられ、このような制度の場合、法律において選択制を認めるべきであったと史料する。

2) 豊中市では、セキュリティポリシーを策定するなど市民の個人情報の保護に対する対策が講じられているが、長野県が行った住基ネットに対する侵入実験でも侵入に対するシステムの脆弱性が指摘されており、一方国における侵入実験では、阻止でき安全性は万全であるとの発表が報道を通じて行われている。ネットワークやシステム(以下「ネットワーク等」という。)に対する侵入の試みは、コンピュータが存在する限り繰り返されると考えられ、現時点では、ネットワーク等が必ずしも完全、万全とはいえないものである。ネットワーク等に対する侵入に対する問題は、IT社会における重要な課題であるが、これをもってネットワーク等が危険であると結論付けると現在の文明社会の豊かさを享受できないことも指摘できる。

いずれにしてもネットワーク等に対する侵入のおそれが生じた場合や個人情報の不適切な取り扱いが生じた場合には、市の責任において切断等の迅速かつ適切な措置が望まれるところである。

3) 今回の審査において、住基ネットの導入や稼働に際して市が行った広報が十分ではなかったと史料される。実施機関において、市のホームページや広報とよなかに掲載したり、パンフレットを配布するなど、一定の周知が行われたことは認められるが、一般市民にその内容が伝わり、十分理解されたとは考えにくい。一方で、すでに住基ネットの本格稼働が始まっているので、システム全体の詳細について、多くの住民の理解が深まるよう、さらに継続して広報活動が行われることを望むものである。

4. 諮問があった自己情報の外部提供中止請求拒否処分に対する6件の異議申立てについては、異議申立ての趣旨、内容が同一であるので、行政不服審査法第36条の規定の趣旨に基づき、審理の円滑かつ迅速な進行と手続経済のため、併合審査した。

平成15年(2003年)11月11日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 松 井 茂 記

委 員 塩 川 茂

. 情報提供の運用状況

・情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

利用者の推移

| (人) | | | |
|---------|----------|-------------|--------|
| 区 分 | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合 計 |
| 利 用 者 数 | 66,122 | 8,138(+521) | 74,260 |

* ()内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施に合わせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コ-ナ-があまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティーチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料2,335冊、他の行政資料等6,077冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。平成15年度の利用者数は、8,138人（1ヶ月当たり約678人で前年比44人の増）となっています。

利用内容の推移

| (件) | | | |
|-----|----------|-------------|---------|
| 区 分 | 平成14年度まで | 平成15年度 | 合 計 |
| 閲 覧 | 57,756 | 6,445(+239) | 64,201 |
| 視 聴 | 1,559 | 171(+62) | 1,730 |
| 複 写 | 19,673 | 3,413(+171) | 23,086 |
| 提 供 | 36,039 | 3,134(-144) | 39,173 |
| 相 談 | 11,203 | 1,066(-287) | 12,269 |
| 販 売 | 2,355 | 205(+56) | 2,560 |
| 合 計 | 128,585 | 14,434(+97) | 143,019 |

* 視聴、販売は、7年度から分類。

市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティーチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市を初め国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

| 月 | 利 用 内 容 (件) | | | | | | | 利 用 者 (人) | | |
|----|-------------|-----|-------|-------|-------|-----|--------|-----------|-------|-------|
| | 閲 覧 | 視 聴 | 複 写 | 提 供 | 相 談 | 販 売 | 計 | 個 人 | 法 人 | 計 |
| 4 | 547 | 17 | 353 | 360 | 116 | 24 | 1,417 | 338 | 449 | 787 |
| 5 | 498 | 16 | 308 | 313 | 128 | 20 | 1,283 | 306 | 454 | 760 |
| 6 | 526 | 11 | 307 | 234 | 101 | 11 | 1,190 | 332 | 364 | 696 |
| 7 | 598 | 23 | 296 | 347 | 79 | 11 | 1,354 | 356 | 376 | 732 |
| 8 | 687 | 22 | 298 | 306 | 124 | 47 | 1,484 | 427 | 339 | 766 |
| 9 | 610 | 16 | 295 | 203 | 73 | 36 | 1,233 | 308 | 333 | 641 |
| 10 | 576 | 12 | 285 | 247 | 76 | 13 | 1,209 | 375 | 372 | 747 |
| 11 | 471 | 8 | 217 | 182 | 64 | 6 | 948 | 258 | 276 | 534 |
| 12 | 468 | 11 | 247 | 246 | 69 | 5 | 1,046 | 302 | 312 | 614 |
| 1 | 415 | 17 | 221 | 263 | 77 | 7 | 1,000 | 292 | 327 | 619 |
| 2 | 438 | 9 | 221 | 204 | 75 | 12 | 959 | 234 | 301 | 535 |
| 3 | 611 | 9 | 365 | 229 | 84 | 13 | 1,311 | 305 | 402 | 707 |
| 計 | 6,445 | 171 | 3,413 | 3,134 | 1,066 | 205 | 14,434 | 3,833 | 4,305 | 8,138 |

(3) 複写状況（行政文書開示等によるものを含む。）

| 月 | 取扱件数（件） | 複写枚数（枚） | 収入額（円） | 月 | 数量（個） | 収入額（円） |
|----|---------|---------|---------|----|-------|--------|
| 4 | 284 | 3,675 | 36,941 | 4 | - | - |
| 5 | 240 | 3,060 | 30,600 | 5 | - | - |
| 6 | 252 | 2,766 | 27,660 | 6 | - | - |
| 7 | 244 | 2,539 | 26,154 | 7 | - | - |
| 8 | 229 | 2,058 | 20,580 | 8 | 5 | 1,800 |
| 9 | 231 | 3,843 | 40,542 | 9 | 8 | 320 |
| 10 | 211 | 2,331 | 23,310 | 10 | - | - |
| 11 | 182 | 1,582 | 38,873 | 11 | 1 | 360 |
| 12 | 204 | 1,599 | 25,321 | 12 | - | - |
| 1 | 188 | 1,647 | 16,470 | 1 | 1 | 170 |
| 2 | 182 | 1,818 | 18,660 | 2 | - | - |
| 3 | 292 | 2,795 | 34,693 | 3 | - | - |
| 計 | 2,739 | 29,713 | 339,804 | 計 | 15 | 2,650 |

通常のコピーのほかに、レントゲンの複写等も含むため、複写枚数×10円＝収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

| | 資 料 名 | 主管課名 | 単 価(円) | 販売数(冊) | 金 額(円) |
|-----|-----------------------------|---------|--------|--------|---------|
| 1 | 市史研究とよなか(第1・2号) | 情報公開課 | 1,000 | 0 | 0 |
| 2 | 豊中市史資料集 | " | 1,200 | 0 | 0 |
| 3 | 豊中市史(集落・都市) | " | 7,500 | 7 | 52,500 |
| 4 | 豊中市史(自然) | " | 9,000 | 6 | 54,000 |
| 5 | 豊中市史(古文書・古記録) | " | 7,800 | 4 | 31,200 |
| 6 | 豊中市史(学校教育) | " | 8,800 | 6 | 52,800 |
| 7 | 豊中市史(民俗) | " | 7,900 | 11 | 86,900 |
| 8 | 豊中市史(社会教育) | " | 7,300 | 5 | 36,500 |
| 9 | 豊中市統計書(平成13年まで) | " | 3,000 | 9 | 27,000 |
| | 豊中市統計書(平成14年~) | | 1,500 | 9 | 13,500 |
| 10 | 豊中の工業(平成9年調査結果) | " | 100 | 0 | 0 |
| 11 | 豊中の工業 (平成8年以前の調査結果) | " | 500 | 0 | 0 |
| 12 | 豊中の商業(一般飲食店編) | " | 500 | 0 | 0 |
| 13 | 豊中の商業(卸売小売業編) | " | 500 | 0 | 0 |
| 14 | 豊能自然歩道地図 | 企画調整室 | 400 | 5 | 2,000 |
| 15 | 豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌 | " | 200 | 4 | 800 |
| 16 | アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編) | 環境政策課 | 3,000 | 0 | 0 |
| 17 | アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編) | " | 3,000 | 8 | 24,000 |
| 18 | アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編) | " | 3,000 | 0 | 0 |
| 19 | 豊中市住居表示白全図 | 市民課 | 200 | 6 | 1,200 |
| 20 | 豊中都市計画図カラー全図 | 都市計画課 | 1,000 | 14 | 14,000 |
| 21 | 豊中都市計画図白地図(全図) | " | 200 | 16 | 3,200 |
| 22 | 豊中都市計画図白地図(分割図) | " | 200 | 76 | 15,200 |
| 23 | フィールドガイドとよなか・むし | 教育センター | 1,000 | 16 | 16,000 |
| 24 | 豊中の文化財 | 地域教育振興課 | 1,000 | 3 | 3,000 |
| 25 | 御獅子塚古墳 | " | 400 | 0 | 0 |
| 26 | 文化財絵葉書(5種類) | " | 150 | 0 | 0 |
| | | | 200 | 0 | 0 |
| 合 計 | | | | 205 | 433,800 |

市政情報コーナーでは、市民の皆さまに有料頒布資料をお求めいただける窓口としてのサービスも行っています。

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

| 分類 | 主な資料名 | 14年度まで | 15年度 | 合計 |
|---------------|---|---------------------|--------------------|---------------------|
| 行政一般 | 各市統計書、国勢調査結果報告書、例規集、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録 | (43.4%) 55,822 | (42.5%) 6,132 | (43.3%) 61,954 |
| 人権・文化 | 女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針 | (3.4%) 4,354 | (1.7%) 250 | (3.2%) 4,604 |
| 公害 | 公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針 | (1.0%) 1,285 | (1.4%) 205 | (1.0%) 1,490 |
| 税・財務 | 予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要 | (8.9%) 11,417 | (11.6%) 1,667 | (9.2%) 13,084 |
| 産業・労働 市民生活 | 消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案 | (2.7%) 3,437 | (1.9%) 276 | (2.6%) 3,713 |
| 福祉・保健 | 老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報 | (3.6%) 4,621 | (4.8%) 690 | (3.7%) 5,311 |
| 環境・衛生 | 古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルング都市とよなか、とよなかのごみ施策 | (3.0%) 3,897 | (7.9%) 1,145 | (3.5%) 5,042 |
| 土木・建築 | 都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策 | (10.2%) 13,106 | (15.6%) 2,250 | (10.7%) 15,356 |
| 上・下水道 | 豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史 | (2.3%) 2,948 | (3.5%) 509 | (2.4%) 3,457 |
| 教育・文化 | 研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育 | (6.7%) 8,680 | (2.7%) 386 | (6.4%) 9,066 |
| 消防・交通 | 消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書 | (1.0%) 1,340 | (1.0%) 150 | (1.0%) 1,490 |
| 議会 | 議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿 | (2.8%) 3,575 | (1.8%) 253 | (2.7%) 3,828 |
| その他 | 新聞、法律書、雑誌その他 | (11.0%) 14,103 | (3.6%) 521 | (10.3%) 14,624 |
| 合計 | | 128,585 | 14,434 | 143,019 |

(6) 配架されている主な資料

| 区 分 | 主 な 資 料 名 |
|-----------|---|
| 市の刊行物 | 統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、例規集、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、ア・バンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料 |
| 国の刊行物 | 各種白書（公務員、警察、青少年、経済、国民生活、厚生労働、環境、外交、通商、中小企業、通信、建設、防災、地方財政）、国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表 |
| 府の刊行物 | 大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書 |
| 他の自治体の刊行物 | 統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要 |
| その他雑誌等 | 六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、LASDEC 路線価図（大阪府）、日刊紙、一般用語辞典 |

. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成16年3月31日現在

| | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|----|--------------------------|-------|---------------------------------------|------|--------|------|
| 1 | 行財政改革推進市民会議(部会有) | 準ずる機関 | 総務部 権・改革推進室 | 5 | 公 開 | 2 |
| 2 | 公共事業再評価委員会 | 準ずる機関 | 総務部 権・改革推進室 | 未開催 | - | - |
| 3 | 情報公開・個人情報保護運営委員会(部会有) | 附属機関 | 総務部 情報公開課 | 7 | 一部非公開 | 0 |
| 4 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 附属機関 | 総務部 情報公開課 | 9 | 非 公 開 | - |
| 5 | 特別職報酬等審議会 | 附属機関 | 総務部 人事課 | 1 | 公 開 | 0 |
| 6 | 非常勤職員公務災害補償等認定委員会 | 附属機関 | 総務部 職員課 | 3 | 非 公 開 | - |
| 7 | 非常勤職員公務災害補償等審査会 | 附属機関 | 総務部 職員課 | 未開催 | - | - |
| 8 | 市民公益活動推進委員会 | 準ずる機関 | 市民文化 活動部課 | 7 | 公 開 | 27 |
| 9 | 人権文化のまちづくりをすすめる協議会 | 附属機関 | 人権文化 まちづくり推進室 企画課 | 1 | 公 開 | 0 |
| 10 | 同和对策審議会 | 附属機関 | 人権文化 まちづくり推進室 企画課 | 休止 | - | - |
| 11 | 市立人権まちづくりセンター運営協議会 | 附属機関 | 人権文化 まちづくり推進室 豊中人権まちづくり センター | 3 | 公 開 | 0 |
| 12 | 男女共同参画苦情処理委員会 | 附属機関 | 人権文化 まちづくり推進室 男女共同参画推進課 | 2 | 非 公 開 | 0 |
| 13 | 男女共同参画審議会(1) | 附属機関 | 人権文化 まちづくり推進室 男女共同参画推進課 | 2 | 公 開 | 3 |
| 14 | 外国人市民会議設置準備会議 | 準ずる機関 | 文化芸術・国際 部課 | 5 | 公 開 | 3 |
| 15 | (仮称)文化芸術センター基本構想・計画検討委員会 | 準ずる機関 | 文化芸術・国際 部課 | 13 | 公 開 | 92 |
| 16 | 総合計画審議会 | 附属機関 | 政策推進 企画調整部室 | 休止 | - | - |
| 17 | まちづくり専門家会議 | 附属機関 | 政策推進 まちづくり支援部課 | 1 | 公 開 | 1 |
| 18 | 情報政策専門家会議 | 準ずる機関 | 政策推進 情報政策部課 | 未開催 | - | - |
| 19 | 防災会議 | 附属機関 | 政策推進 防災部課 | 1 | 公 開 | 0 |

| | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|----|-------------------|-------|-----------|------|--------|------|
| 20 | 環境審議会 | 附属機関 | 環境政策部課 | 3 | 公開 | 1 |
| 21 | 環境保全審査会 | 準ずる機関 | 環境政策部課 | 未開催 | - | - |
| 22 | 都市デザイン委員会 | 附属機関 | 環境政策部課 | 1 | 公開 | 1 |
| 23 | 地域省エネルギービジョン策定委員会 | 準ずる機関 | 環境政策部課 | 4 | 一部非公開 | 5 |
| 24 | 廃棄物減量等推進審議会 | 附属機関 | 環境政策部室課 | 1 | 公開 | 0 |
| 25 | 特別土地保有税審議会(2) | 附属機関 | 固定資産税部課 | 未開催 | - | 0 |
| 26 | 消費者保護会議 | 附属機関 | 市民生活活性化部課 | 休止 | - | - |
| 27 | 商品等適正化委員会 | 附属機関 | 市民生活活性化部課 | 休止 | - | - |
| 28 | 消費問題懇話会 | 準ずる機関 | 市民生活活性化部課 | 1 | 一部非公開 | 0 |
| 29 | 労働問題協議会 | 準ずる機関 | 市民生活活性化部課 | 休止 | - | - |
| 30 | 労働紛争調整委員会 | 準ずる機関 | 市民生活活性化部課 | 7 | 非公開 | - |
| 31 | 労働会館運営委員会 | 準ずる機関 | 市民生活活性化部課 | 2 | 公開 | 0 |
| 32 | 民生委員推薦会 | 附属機関 | 健康福祉部課 | 2 | 非公開 | - |
| 33 | 災害弔慰金等支給対象者認定審査会 | 準ずる機関 | 健康福祉部課 | 休止 | - | - |
| 34 | 健康福祉審議会(3) | 附属機関 | 健康福祉部課 | 6 | 公開 | 25 |
| 35 | 公害健康被害認定審査会 | 附属機関 | 健康づくり推進部課 | 12 | 非公開 | - |
| 36 | 保健医療審議会 | 附属機関 | 健康づくり推進部課 | 3 | 公開 | 5 |
| 37 | 公害健康被害診療報酬審査会 | 準ずる機関 | 健康づくり推進部課 | 12 | 非公開 | - |
| 38 | 呼吸器疾患患者認定審査会 | 準ずる機関 | 健康づくり推進部課 | 12 | 非公開 | - |
| 39 | 予防接種健康被害調査委員会 | 準ずる機関 | 健康づくり推進部課 | 1 | 非公開 | - |

| | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|----|-------------------------------------|-------|-----------------------|------|--------|------|
| 40 | 呼吸器疾患患者診療報酬審査会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 12 | 非公開 | - |
| 41 | 老人ホーム等入所判定委員会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 4 | 非公開 | - |
| 42 | 障害者施策推進協議会 | 附属機関 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 未開催 | - | - |
| 43 | 市立障害福祉センター運営委員会 | 準ずる機関 | 健康福祉部 障害福祉センターひまわり | 1 | 公開 | 0 |
| 44 | 国民健康保険運営協議会 | 附属機関 | 健康福祉部 保険給付課 | 4 | 公開 | 6 |
| 45 | 介護認定審査会 | 附属機関 | 健康福祉部 介護相談課 | 12 | 非公開 | - |
| 46 | 介護保険事業運営委員会 | 附属機関 | 健康福祉部 介護相談課 | 3 | 公開 | 12 |
| 47 | 介護保険サービス苦情調整委員会 | 附属機関 | 市民生活部 市民生活相談課 | 5 | 非公開 | - |
| 48 | 市立しょうじ幼稚園廃園後の園舎等の保育所活用にかかる受託法人選考委員会 | 準ずる機関 | こども未来部 こ保課 | 5 | 非公開 | - |
| 49 | 次世代育成支援対策推進協議会 | 準ずる機関 | こども未来部 こ保課 | 3 | 公開 | 10 |
| 50 | 市営同和住宅入居者選考委員会 | 準ずる機関 | 建築都市部 住宅課 | 休止 | - | - |
| 51 | 都市計画審議会 | 附属機関 | 建築都市部 都市計画課 | 3 | 公開 | 7 |
| 52 | 建築審査会 | 附属機関 | 建築都市部 都市計画課 | 5 | 公開 | 0 |
| 53 | 開発審査会 | 附属機関 | 建築都市部 都市計画課 | 1 | 公開 | 0 |
| 54 | 日照等紛争調停委員会 | 附属機関 | 建築都市部 都市整備課 | 未開催 | - | - |
| 55 | ラブホテル建築規制審議会 | 附属機関 | 建築都市部 都市整備課 | 未開催 | - | - |
| 56 | 豊中市計画事業野田土地区画整理審議会 | 附属機関 | 建築都市部 都市開発課 | 未開催 | - | - |
| 57 | 交通バリアフリー基本構想検討委員会 | 準ずる機関 | 土木下水道部 土木下水道建設課 | 3 | 公開 | 20 |
| 58 | 病院運営審議会 | 附属機関 | 市立豊中病院 事務管理課 | 4 | 公開 | 1 |

| | 名 称 | 区 分 | 事 務 局 | 開催回数 | 公開・非公開 | 傍聴者数 |
|----|----------------------------|-------|--|------|-----------|------|
| 59 | 水道事業運営審議会 | 附属機関 | 水 経 営 道 企 画 局 課 | 5 | 公 開 | 3 |
| 60 | 市立小・中学校通学区区域審議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 教 学 育 委 員 会 室 課 | 1 | 公 開 | 8 |
| 61 | 奨学生選考委員会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 教 学 育 委 員 会 室 課 | 2 | 非 公 開 | - |
| 62 | 私立高等学校入学支度金貸付 あっせん選考委員会 | 準ずる機関 | 教 育 委 員 会 室 課 教 学 育 委 員 会 室 課 | 1 | 非 公 開 | - |
| 63 | 学校教育審議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 学 校 教 育 委 員 会 室 課 | 1 | 公 開 | 1 |
| 64 | 教育センター運営委員会 | 準ずる機関 | 教 育 委 員 会 室 一 教 育 セ ン タ ー | 2 | 公 開 | 1 |
| 65 | 幼児教育振興審議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 幼 児 教 育 委 員 会 室 課 | 1 | 公 開 | 0 |
| 66 | 社会教育委員会議 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 社 会 教 育 委 員 会 室 課 | 3 | 公 開 | 0 |
| 67 | 文化財保護審議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 地 域 学 習 推 進 委 員 会 室 課 | 2 | 一 部 非 公 開 | 0 |
| 68 | 市立図書館協議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 館 地 域 学 習 推 進 委 員 会 室 館 | 3 | 公 開 | 13 |
| 69 | 公民館運営審議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 館 中 央 学 習 推 進 委 員 会 室 館 | 4 | 公 開 | 2 |
| 70 | スポーツ振興審議会 | 附属機関 | 教 育 委 員 会 室 課 ス ポ ー ツ 一 ツ 推 進 委 員 会 室 課 | 3 | 公 開 | 1 |
| 71 | 小作料協議会 | 附属機関 | 農 業 委 員 会 局 事 務 員 会 局 | 未開催 | - | - |
| | 附属機関 | 46 | | 120 | | 90 |
| | 準ずる機関 | 25 | | 100 | | 160 |
| | 合計 | 71 | | 220 | | 250 |

注) 介護認定審査会は、472回開催されていますが、1月毎に1回としています。

- 1 平成16年1月20日付「女性問題審議会」から名称変更
- 2 平成15年10月10日付廃止
- 3 平成15年10月10日付「地域福祉計画策定委員会」から名称変更

. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

・運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

〔 委 員 名 簿 〕

| 役 職 | 氏 名 | 職 業 ・ 役 職 等 | 備 考 |
|-------|---------|------------------------|------------|
| 会 長 | 池 田 敏 雄 | 大学教授 | |
| 副 会 長 | 園 田 寿 | 大学教授 | |
| 委 員 | 北 村 要 | 社会福祉協議会顧問 | 15年8月23日まで |
| 〃 | 峰 岸 暁 美 | 社会福祉協議会理事 | 15年8月24日から |
| 〃 | 佐 伯 徹 | 商工会議所専務理事 | 15年8月23日まで |
| 〃 | 和 田 昇 | 商工会議所監事 | 15年8月24日から |
| 〃 | 澤 田 美 佐 | 元すてっぷお・プンガ 事業市民実行委員会委員 | 15年8月23日まで |
| 〃 | 野 村 文 子 | 元働く婦人の家 広報誌編集スタッフ | 15年8月24日から |
| 〃 | 谷 口 佳以子 | 消費者協会会長 | |
| 〃 | 久 岡 眞佐代 | 弁護士 | |
| 〃 | 細 野 孝 雄 | 新聞社編集局次長 | 15年8月23日まで |
| 〃 | 布 袋 彌 生 | 人権擁護委員 | 15年8月23日まで |
| 〃 | 瓜 生 隆 子 | 人権擁護委員 | 15年8月24日から |
| 〃 | 松 倉 信 之 | 連合大阪豊中地区協議会議長 | |
| 〃 | 森 省 三 | 大学名誉教授 | |
| 〃 | 吉 川 寿 治 | 大学教育技術主事 | |
| 〃 | 吉 川 正 史 | 大学助教授 | |

運営委員会は12人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

〔 委 員 名 簿 〕

| 役 職 | 氏 名 | 職 業 ・ 役 職 等 | 備 考 |
|------|---------|-------------|-----|
| 会 長 | 木 村 修 治 | 弁 護 士 | |
| 会長代理 | 佐 野 久美子 | 〃 | |
| 委 員 | 加 藤 幸 江 | 〃 | |
| 〃 | 塩 川 茂 | 〃 | |
| 〃 | 松 井 茂 記 | 大 学 教 授 | |

情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関か

らの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

. 資

料

(1) 豊中市情報公開条例

公布 平成 13 年 4 月 2 日 条例第 28 号
沿革 平成 15 年 4 月 1 日 条例第 9 号
平成 16 年 3 月 25 日 条例第 1 号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第 5 号）の全部を改正する。

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）
- 第 2 章 行政文書の開示（第 5 条 - 第 17 条）
- 第 3 章 不服申立てに係る手続（第 18 条 - 第 20 条）
- 第 4 章 情報公開の総合的な推進（第 21 条 - 第 24 条）
- 第 5 章 補則（第 25 条 - 第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのつとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もつて市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たつては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第 2 章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第 5 条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第 6 号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があつた場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手續)

第 6 条 前条第 1 項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあ

つては、当該延長後の期間)内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日(第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付(電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。)以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(費用負担)

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書(前条第3項に規定する行政文書を複写したものと電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。)の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

(1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画

(2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停，審査，審議，調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され，当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第 24 条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は，この条例の趣旨にのつとり，情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 市長は，出資法人に対し，当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう，必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 補則

(行政文書の管理)

第 25 条 実施機関は，この条例の適正かつ円滑な運用を図るため，行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は，行政文書の分類，作成，保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

第 26 条 実施機関は，行政文書の検索に必要な目録を作成し，一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第 27 条 市長は，毎年度 1 回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ，公表しなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は，市規則で定める。

〔平成 13.9 規則 68 により，平成 13.10.1 から施行〕

- 2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は，議会が保有している行政文書については，平成 13 年 4 月 1 日以後に作成し，又は取得した行政文書に適用する。
- 3 この条例の施行の際，この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 9 条の規定により，現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は，新条例第 6 条第 1 項の規定による開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際，現に旧条例第 13 条第 2 項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は，新条例第 18 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 5 前 2 項に規定するもののほか，この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分，手続その他の行為は，新条例中にこれに相当する規定がある場合には，新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

- 6,7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成 15.4.1 条例 9）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成 16.3.25 条例 1）

この条例は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 7 条第 1 ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布 平成元 年 4 月 1 日 条例第 6 号
沿革 平成 1 2 年 3 月 3 1 日 条例第 3 号
平成 1 3 年 4 月 2 日 条例第 2 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もつて地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第 2 章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第 6 条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、職務の遂行に関し、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき及びその権限の範囲内で正当に行われるときを除き、次に掲げる個人情報を収集し、保管し、又は利用してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報

(収集方法の制限)

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用目的及び内容を明らかにし、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものか

ら個人情報を収集することができる。

(1) 法令等に定めのあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 当該個人情報が公知のものであるとき。

(4) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(5) 実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第5号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によつて個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保管又は利用（以下「保管等」という。）に係る個人情報を、前条第1項に規定する利用目的以外の目的のために当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 法令等に定めのあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 当該個人情報が公知のものであるとき。

(4) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(5) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第5号の規定に該当することにより個人情報を目的外利用又は外部提供しようとするときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

第3章 個人情報の適正管理等

（個人情報ファイルの設置等）

第9条 実施機関は、個人情報ファイル（一定の業務を処理するため、体系的に構成された個人情報の集合物であつて、氏名、番号等により特定の個人を検索し得るものをいう。以下同じ。）を設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルその他の市規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルの利用目的

(3) 記録する個人情報の項目

(4) 記録の対象となる個人の範囲

(5) 記録する個人情報の収集方法

(6) その他市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

4 実施機関は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

(安全確保等の適正管理)

第10条 実施機関は、保管等に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保管等に係る個人情報を利用の目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保管等の必要がなくなつた個人情報について、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部提供に係る適正管理)

第11条 実施機関は、第8条第2項の規定により外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該外部提供に係る個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

(処理委託に係る適正管理)

第12条 実施機関から個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第10条第1項に規定する実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の保護を図るため、受託者に対し、当該処理業務に係る個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第13条 受託者及びその受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 自己情報の開示等

(自己情報の開示請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

(自己情報の開示義務等)

第15条 実施機関は、本人から、前条の規定による自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該開示請求をした者（次項、第22条の3、第23条第2項及び第26条の2第2号において「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの

(2) 個人の評価，診断，判定，選考等に関するものであつて，本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 開示することにより，実施機関の公正かつ適切な事務事業の執行を妨げるおそれがあると認められるもの

2 実施機関は，開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

(訂正の請求)

第16条 何人も，実施機関に対し，自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは，その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第17条 何人も，実施機関に対し，自己情報が第6条に規定する制限を超え，又は第7条の規定によらないで収集されたものであると認めるときは，その削除を請求することができる。

(目的外利用及び外部提供の中止の請求)

第18条 何人も，実施機関が自己情報を第8条の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供し，又はしようとしていると認めるときは，当該実施機関に対し，その中止を請求することができる。

(法定代理人による請求)

第19条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は，本人に代わつて第14条の規定による開示，第16条の規定による訂正，第17条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求を行うことができる。

(自己情報の開示等の請求方法)

第20条 自己情報の開示等の請求は，本人又はその法定代理人であることを明らかにして，次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか，市規則で定める事項

2 実施機関は，前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは，同項の規定による自己情報の開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し，速やかに，相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において，実施機関は，請求者に対し，補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(利用及び外部提供の停止)

第21条 実施機関は，前条の規定により，自己情報の訂正，削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求があつたときは，次条の決定をするまでの間，当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし，停止によつて実施機関の正当な職務執行に支障が生ずる場合は，この限りでない。

(自己情報の開示等の請求に対する決定等)

第22条 実施機関は，自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部又は一部の開示，訂正，削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めるときは，その旨の決定をし，請求者に対し，速やかに，

その旨及び自己情報の開示等の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めないとき（自己情報の開示等の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、全部を認めない旨の決定をし、請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供を認める旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

（自己情報の開示等の決定等の期限）

第22条の2 前条第1項及び第2項の決定（以下「自己情報の開示等の決定等」という。）は、自己情報の開示等の請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第20条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に自己情報の開示等の決定等を行うことができないときは、自己情報の開示等の請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に自己情報の開示等の決定等を行わないときは、前条第2項の規定による全部を認めない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第22条の3 開示請求に係る自己情報に市、国、他の地方公共団体その他の公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、自己情報の開示等の決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

（自己情報の開示等の実施）

第23条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等を認める旨の決定をしたときは、速やかに、自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が記録されている行政文書が、文書又は図画である場合にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあつてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第15条第2項本文の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

5 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を行つたときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

(費用負担)

第24条 自己情報の開示等に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書(前条第3項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。)の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

第5章 苦情の申出及び救済手続

(苦情の申出)

第25条 何人も、自己に関する個人情報の処理について苦情があるときは、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。

(審査会への諮問等)

第26条 自己情報の開示等の決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る自己情報の開示等の決定等(自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認める旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除、又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第26条の2 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

第6章 雑則

(他の制度との調整)

第27条 この条例は、法令又は他の条例において個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供に関する手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第28条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(協力要請)

第29条 市長は、市が出資する法人で市規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第31条 第13条の規定に違反して個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元・8規則37により、平成元・10・1から施行。ただし、第1条、第2条、第7条第2項第5号及び同条第3項、第8条第2項第5号及び同条第3項並びに第30条の規定は、平成元・8・24から施行〕

2 この条例の施行の際、現に実施機関が保管している個人情報ファイルの届出については、第9条第1項中「設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し」とあるのは「現に設置しているときは、市長に対し」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の相当規定により行つた個人情報の収集、保管及び利用とみなす。

4 第31条の規定は、この条例の施行の際、現に締結されている委託契約については、適用しない。

附 則(平成12・3・31条例3)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13・4・2条例29)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13・9規則70により、平成13・10・1から施行〕

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の豊中市個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされている請求(以下「旧請求」という。)は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりなされた請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第26条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問(以下「旧諮問」という。)は、改正後の条例第26条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布 平成元 年 4 月 1 日 条例第 7 号

沿革 平成 13 年 4 月 2 日 条例第 28 号

(設置)

第 1 条 豊中市情報公開条例(平成 13 年豊中市条例第 28 号。以下「情報公開条例」という。)及び豊中市個人情報保護条例(平成元年豊中市条例第 6 号。以下「保護条例」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、情報公開条例第 2 条第 1 号及び保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもつて組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第 6 条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第 7 条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元・8 規則 38 により、平成元・8・24 から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 （平成13.4.2条例28抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行〕

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布 平成元 年 4 月 1 日 条例第 8 号

沿革 平成 13 年 4 月 2 日 条例第 30 号

(設置)

第 1 条 豊中市情報公開条例(平成 13 年豊中市条例第 28 号。以下「情報公開条例」という。)第 18 条及び豊中市個人情報保護条例(平成元年豊中市条例第 6 号。以下「保護条例」という。)第 26 条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人をもつて組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第 5 条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関(情報公開条例第 2 条第 1 号及び保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、不服申立てに係る行政文書(情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前 2 項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 6 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元・9規則53により、平成元・10・1から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成13・4・2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13・9規則72により、平成13・10・1から施行〕

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所

- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開の可否
 - (4) 公開した場合は、傍聴者数
 - (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
 - (6) 出席者
 - (7) 議題
 - (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
 - (9) 事務局
- 2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあってはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。
- 3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成16年(2004年)7月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課(市政情報コーナー)

561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

06-6858-2653